

平成24年定例第2回市議会会議録(第2日)

平成24年6月12日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	牛嶋	利三
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	壇	康夫
10番	中尾	眞智子			

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋	修一	議会事務局係長	甲斐	佳代子
次長	梶嶋	久男	書記	柿野	孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原	親	契約検査課長	石橋	慎二
副市長	高野	道生	介護健康課長	更原	幸秀
教育長	藤原	喜雄	福祉事務所長	梅津	俊朗
監査委員	平井	常雄	農林水産課長	大津	光若
総務部長	吉開	忠文	商工観光課長	古賀	義教
市民生活部長	坂口	祐二	上下水道課長	坂梨	一広
環境経済部長 兼環境衛生課長 兼企業誘致推進室長	坂本	学	学校教育課長 兼学校再編推進室長	大津	一義
建設都市部長	横尾	健一	教育部指導室長	藤木	文博
教育部長 兼教育総務課長	江崎	昌昭	社会教育課長	平木	啓喜
消防長	塚本	哲嘉	教育総務課長補佐 兼施設係長	野田	圭一郎
総務課長	馬場	洋輝	環境衛生課 環境衛生係長	松尾	和久
企画財政課長	松藤	泰大	環境衛生課 ごみ処理場施設管理係長	小川	員正
企画財政課長補佐 兼財政係長	坂田	良二	農林水産課長補佐 兼園芸担当係長	富重	巧斉

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席番号	氏 名	
1	1	田 中 信 之	1. 学校再編計画について 2. ヨコクラ病院への高田支所売却について 3. 職員定数計画について 4. より開かれた行政を目指して
2	3	上津原 博	1. ゴミ減量化について
3	6	川 口 正 宏	1. 市立小中学校再編について 2. 市長の政治姿勢について
4	11	内 野 英 則	1. 公共施設（特にまいピア高田）の管理運営について
5	17	牛 嶋 利 三	1. 教育行政各般について 2. 生活保護費受給資格対象者認定について

午前9時30分 開議

○議長（壇 康夫君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（壇 康夫君）

日程第1. 一般質問を行います。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。

具体的事項が複数ある場合でも、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問していただきますようお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。まず、1番田中信之君、質問を行ってください。

○1番（田中信之君）（登壇）

皆さんおはようございます。1番議員の田中信之です。今回、くじを引きましたところ、1番を引いてしまってから、最初だから少し緊張しています。

早いもので、みやま市議会議員にならせていただきましてから約1年近くたとうとしています。この間、ほかの先輩議員に追いつかにかいかんということで、市の行政についての知識が不足していると、それから体験も少ないということで、市や県の情報公開の制度を利用したりして、何度か県庁にも出向いて、新しい情報収集と勉強に一応努めてきた感じでございます。しかしながら、今後も何とかほかの先輩議員と肩を並べられる程度の見識を持ちたいというふうに努力していかにかいかんというふうには思っています。

しかしながら、先回、懲罰を受けまして、これは一般質問じゃなくて予算委員会のときだったんですけど、いわゆる小学校の統合問題ということで、山川中学校に最初は統合校を建てると。それから小中一貫とか、そういった問題で野田議員が賛成のことをずっと述べられていたので、私は反対ですからね、だから、その横でついツイッターというか、つぶやきですか。ばかがとか、ばかがまた言いよるとか、ばかたれとか、そういうことを複数回言いましたから、それはやっぱりいかんやったということで、ここに、今後注意せにかいかんということで議会からも全会一致で懲罰処分も受けまして、私もこれはいかんやったということで、
————— [発 言 取 り 消 し] —————
————— ということ、今後もちろんと議員として立派になるように努力をしていきたいというふうに思っています。

それから、第1番目の質問に移らせていただきますけど、これ第1番でよかつかな。

○議長（壇 康夫君）

はい。

○1番（田中信之君）続

まず、学校再編の問題についてですね。

みやま市立学校規模適正委員会の答申は、4校を東部小に統合して複式学級の解消を図るということになっているのに、なぜ山川中に併設、または隣接なのか。教育委員会で決定したというけれども、教育委員会との議論が皆さんに知られていない。議会でも地域住民への十分な説明を行って、理解を得た上で計画を進めるとなっていますけれども、地域住民への理解をどのようにしているのかというのが主題の概要でございます。

具体的事項は1番として、教育委員会の議事録には平成23年の3月14日、これは東部小学

校から山川中学校の中に決めたときの内容ですよ。これ抜けとつですよ。別添資料による説明とだけあって、議事録がない。抜けている。ですから、議事録に具体的な発言など書いていないのは、なぜ書いていないか。議会に録音したものを提出せよと。

それから、外部委員の予算を12月議会と3月議会でも議決、私も賛成しましたけれども、これの内容、外部委員も含んだ小中連携等教育委員会の開催日、論議などの報告書、議事録等を提出せよ。これは、ここで答弁してもらう必要ない。後でそういったものを、書類を提出してもらえばですね。答弁が長くなっても困るから。

それから、具体的事項の2番目、小中一貫教育について、これは説明がなされていない。教育長の復命書、見に行きましたけどね。教育委員会が研修した一貫教育に費やした費用を研修場所別に公表せよと。人数もね。それから、出張復命書は極めて不十分であると。それから、学校別の児童・生徒の数ですか。運動場の広さとか、運動場が共有か否か。あるいは6・3制を変えているか。カリキュラムはどうなっているか。それから、一貫教育はいつから出てきたのか。メリット、デメリットはどうなのか。こういうのを出してないから、それを出してくださいと。

後で言いますけれども、教育長の出張報告書というのは2行しかない。後で言いますけど。だから、この2番についても、後日か、後で資料を提出してもらったら結構です。一々これをずっと読んでもらうのは大変だから。

それから、具体的事項3番、住民からの要望の対応についての返事は。これは市長に確認いたします。あるいは教育委員会に確認します。教育長に。

それから、水上小は昭和39年、清水小は昭和43年、東山中学校は昭和40年、平成11年3月に改修されている。東山中を今後、統合になると聞いていますけれども、新築する予定はあるのかどうか。それから、瀬高中学校は昭和48年、大江小、二川小が昭和49年、開小は昭和43年、岩田小は昭和52年、南小は昭和57年に建設されていると。これはほとんど山川の2校ですな。東部、南部と飯江と竹海、これよりもほとんど古いんですよ。ですから、今後の予定、特に瀬高中学などは要望も出ていると聞いていますけど、新築される予定はないのか。単純に答えていただきます。

3番についても、東山地区や瀬高地区からの要望があっているんじゃないかと。そこら辺の事情についてもお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）（登壇）

田中議員の学校再編計画についての御質問にお答えいたします。

その前に、みやま市市立学校規模適正化検討委員会の答申につきまして、少しばかり説明させていただきたいと思えます。

皆様も既に御承知のとおり、教育委員会では平成21年7月、みやま市の児童・生徒の社会性をはぐくむ上で、よりよい教育環境をつくるために、小・中学校における適正規模及び適正配置のあり方についての御意見をいただき、みやま市市立学校規模適正化検討委員会に諮問いたしました。

検討委員会では、市議会議員、行政区長、小・中学校のPTA、小・中学校長の各代表の方々、学校教育行政に識見をお持ちの方、一般公募による市民の方々、計26名の委員の皆様が1年7カ月にわたり検討を重ねられ、その結果を平成22年12月27日に教育委員会へ答申いただきました。

答申の内容は、市のホームページでも公表をしておりますが、概要を御説明いたしますと、みやま市における市立小・中学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方については、小学校の適正規模を、1学級当たり児童数は低学年で20ないし30人、中・高学年では20ないし35人、学級数は各学年とも2、3学級とし、市内の小・中学校の数は4ないし8校が適正であるとされております。また、中学校につきましては、市内の1学級当たりの生徒数25名ないし35名、学級数は各学年2ないし5学級、市内の中学校は2、3校が適正数であるとされております。

そして、小学校の適正配置の具体的方策の検討に当たっては、①学校教育の充実を基本理念とすること、②喫緊の課題として、複式学級の解消に向けて学校再編を行うこと、③学級編制がえがができる2学級以上になること、④各学級の児童数が適正規模の基準に近くなること、⑤統合後の小学校は、増築等の大幅な整備をする必要がなく、当面は既存の学校の施設・設備を活用できること、⑥統合した場合の児童の通学距離及び安全確保、⑦地域住民の意向や日常の生活圏といった事項を熟慮し、具体的な5つの再編策が示されているところで

す。

そして、具体的な再編策の第1グループとして、「飯江小学校、竹海小学校、山川東部小

学校、山川南部小学校を統合し、統合後の小学校は、現在の山川東部小学校の施設・設備を整備して活用する。また、できるだけ早い年度に山川中学校に併設または隣接して設置する」として、その時期につきましては、「現に複式学級を有している飯江小学校、本郷小学校を含む再編グループは、早急な再編の実施が必要なため、準備体制が整ったところから実施し、平成25年度には複式学級の解消ができることをめどに計画を進めること」、また、「飯江小学校、竹梅小学校、山川東部小学校、山川南部小学校の統合小学校は、山川東部小学校を活用することになっているが、山川東部小学校は中心地から外れており、通学の面からも中心が望ましい。また、山川中学校を小中一貫教育のモデル校として位置づけ、今後のみやま市の学校教育の充実・発展に生かすため、山川中学校との併設型または隣接型の小中一貫教育ができるだけ早急に実施できるよう、小中一貫教育の研究推進と施設整備計画の策定を急がれたい」とされております。

要約しますと、適正規模から見ると、飯江小学校、竹海小学校、山川東部小学校、山川南部小学校の4校での統合が必要で、特に飯江小学校の複式学級を早急に解消する必要があるため、一たん4校の統合小学校を山川東部小学校に置く。しかし、通学の面からすると、やはり区域の中心地が望ましく、また、みやま市の学校教育の充実・発展のための小中一貫教育のモデル校とするために、早急に山川中学校に併設または隣接するための施設の整備計画を策定することということでございます。

この答申を受け、教育部長をトップとした部内会議において慎重に検討を重ね、結果として、統合小学校を一たん山川東部小学校に置き、間を置かず中心部の山川中学校付近に移動することになると、飯江小学校、竹海小学校、山川南部小学校の児童の負担になること、また、山川東部小学校の施設を改修した上で新たな施設整備をするとなると、かなりの財政負担となるため、市長部局と十分に協議を行い、4校の統合は1年おくれとなりますが、一度に統合小学校を山川中学校に併設して新築するという再編計画（案）をまとめたものでございます。

この再編計画（案）につきましては、平成23年4月に総務文教常任委員会及び全員協議会に、答申との変更点や、今後、この案をもって市全域での保護者説明会、地域説明会を行うこと、また、パブリックコメントを実施し、市民の皆様の御意見を伺った上で最終的な学校再編計画として取りまとめ、教育委員会で決定することを御説明申し上げております。

そこで、まず1点目の平成23年3月14日の教育委員会の議事録には、具体的な発言が書か

れていないのはなぜかということについてでございますが、平成23年3月14日に開催しました平成22年度第12回教育委員会定例会では、報告事項として学校再編計画（案）をお示しし、その内容を御説明した上で意見を伺ったものでございます。

御意見としましては、議会の同意や県の合議は必要ないか、財政計画はどうかなどが出されており、これは会議録に要約して記載されております。なお、音声データは会議録を作成するために記録しているものでございますので、会議録を作成した段階で随時破棄しております。

また、外部委員も含んだ小中連携等に関する教育委員会の開催日や会議録をとということについてでございますが、小中一貫教育に関する検討は、教育委員会とは別に、みやま市小中一貫教育研究会という任意の研究機関を平成24年2月に立ち上げ、調査・研究をスタートさせたところでございます。

研究会は、有識者、指導室、小・中学校の校長、教頭、教務代表の12名で構成し、みやま市の小中一貫教育の理念、目標、コンセプトの設定、9年間のカリキュラムづくり、指導方法や体制づくり等を調査、研究することとしております。毎月1回のペースで開催しております。しかしながら、まだ研究を始めたばかりでございますので、皆様に御報告できるような状況ではございません。具体的な教育方針やカリキュラムなど、皆様にお知らせすべき内容が決まりましたら、その都度、御報告したいと考えております。

次に、2点目の小中一貫教育について説明がなされていないということについてでございますが、昨年4月から各校区で開催してまいりました再編計画（案）の説明会におきましては、小学校と中学校との連携を進め、小中一貫教育も視野に入れた取り組みを進めていくこと、とりわけ第1グループの統合におきましては、統合小学校を山川中学校に併設することで小中一貫教育に取り組みやすい環境をつくり、みやま市の小中一貫教育のモデル校と位置づけ、みやま市にふさわしい小中一貫教育を研究し、最終的には全市に広げていきたいという構想を御説明してまいりました。ただ、統合小学校の開校と同時に小中一貫教育をスタートさせるものではなく、小中一貫教育の内容について今後十分に研究、検討し、徐々に移行させていただくことなどを会場での御質問にお答えする形で説明してきたところです。

また、教育委員会では、小中一貫教育の先進校である八女市立上陽北訥学園と宮崎県日向市日向市立平岩小中学校を視察してまいりました。復命内容が不十分とのことですので、ここで両校の概要について御報告させていただきます。

上陽北浜学園と平岩小中学校は、両校ともに施設一体型の小中一貫校でございます。

まず、学校規模等でございますが、八女市立上陽北浜学園は、平成21年度開校、児童・生徒数238名、うち小学生166名、中学生72名で、9,298平方メートルの運動場は児童・生徒で共用されています。一方、日向市日向市立平岩小中学校は、平成18年度開校、児童・生徒数246人、うち小学生157名、中学生89名で、9,689平方メートルの運動場は、ここでも児童・生徒で共用されています。

そして、小中一貫校のメリット、デメリットでございますが、メリットとしては、不登校の児童・生徒が減少した、早い時期から進路指導ができる、教師の学習指導に対する意識の向上につながる、中1ギャップの解消、人間関係を築く力、問題解決力の形成につながるなど、子供の姿に伸びが見られるなどが挙げられております。デメリットとしましては、新しいスタートを切るチャンスが減る、友人関係の固定化などが出されております。

教育カリキュラムにつきましては、両校ともに9年間で編成され、1年から4年を前期、5年から7年を中期、8年、9年を後期とする4・3・2制を導入し、発達段階に応じたきめ細かな教育プログラムが取り入れられております。特に上陽北浜学園では、新教科の礼節・ことば科を設け、適切なあいさつや礼儀作法を身につけ、日本語の豊かさや美しさを学び、適切に表現できる品性豊かな子供の育成が図られており、八女市独自の小中一貫教育が実践されております。

小中一貫教育に関しましては、国のほうでも大きな動きがございます。野田首相は、6月4日の国家戦略会議において、公立に小中一貫校を設立できる制度など教育改革を進めるよう指示したと報じられております。現在、小中一貫教育を導入するためには、文部科学省に申請をしなければなりません。今後はこれまでの6・3制にとらわれず、自治体の判断で教育システムを柔軟に組みかえられるようになるというもので、この夏に政府がまとめる日本再生戦略に盛り込まれるということでございます。

みやま市でも、まずは市内で最も小中一貫教育に適した環境となる統合小学校と山川中学校の間で、この地域ならではの小中一貫教育を研究していきたいと考えております。

次に、3点目の住民からの要望の対応についての返事ということで、東山中学校と瀬高中学校の新築の予定についてのお尋ねの件についてでございますが、現在のところ、市民の皆様から学校再編に伴い学校施設の建てかえ等の要望は聞き及んでおりませんが、再編計画の実施に伴い改修等が必要と考えております学校は、下庄小学校、瀬高中学校、東山中学校

の3校でございます。

下庄小学校は、第2グループの本郷小学校、上庄小学校、下庄小学校の統合小学校の校舎とすることにしてありますが、各学年2学級に対応するため、給食室の増築が必要と考えております。

瀬高中学校は、平成28年度に東山中学校と統合し、統合中学校の校舎は現在の瀬高中学校を利用することといたしております。瀬高中学校の校舎3棟は、それぞれ昭和48年度、昭和59年度、平成元年度に建設されておりますが、古いもので約40年が経過しており、老朽化が進んでおります。したがって、統合に当たり必要な改修等を行うこととしております。

また、東山中学校につきましては、翌年の平成29年度に水上小学校と清水小学校の統合小学校の校舎として利用する予定でございます。

東山中学校の校舎4棟は、昭和40年度、昭和42年度、昭和61年度に建設されており、ここも古い校舎で、築50年余りが経過しております。したがって、統合小学校として使用するに当たって必要な改修を行い、施設を有効に活用したいと考えております。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1番（田中信之君）

案の定、今までわかっていることをずっと述べられて、ちょっと失敗したと思っています。もう30分過ぎとろうが、ほら。何にもならん。ちょっともう。

いずれにしろ、出張報告書というのは、これね、まず情報をとったんだけど、特に藤原喜雄さんと書いてあるか、これは1泊で大津町と鹿児島県の川内に行ったことね。ところが、非常に傑作だ。みやま市教育委員会の学校再編に係る視察を平成23年10月11日から平成23年の10月12日に鹿児島で行ったと。極めて有意義な視察研修であったと。本市の教育行政にぜひとも生かしていきたいと。これだけです、報告書。何もなし。ほかの委員さんは、多分この文書を書いたら全部同じ文章、しかも具体的には全然書いてない。だから、お金を使って行くんだから、もうちょっときちっとした報告書を出さなきゃいかん。我々レベルが低いと言われている議員でも、ちゃんと一人一人出していますよ。A4、1枚に。これなんか人数もわからん。とにかくこれ1行ですたい。感想を書いておるだけ。今後の、有意義な研修であったと。おどんもこげん書こうち思うと。本市の教育行政にぜひとも生かしていきたいと、これだけ。それで、あんたお金たくさんもろうてさ、けしからん。

じゃ、簡単に行きますけど、そもそも学校の再編計画で、山川中学校に建設予算からずつとできたいきさつを言いますと、場所が決まらんでお金ちょうだいでしょう。個人でも企業でも場所が決まらんうち、そういう設計予算とか建築予算出さないですよ。これ常識に外れている。しかし、常識から外れても通つとるんだからな。

私がちょっとここで言いたいのは、この前、要するにA案の修正案というのが出てきましたね。A案の修正案というのが、これが5月25日の教育委員会協議会ということ、初めて聞いた、名前。これで決定したと。教育委員会協議会、正式な教育委員会じゃないですよ。ですから、大体2億円ぐらいかかるわけでしょう。新しいプールが1億円か120,000千円でしょう。家も2軒のかさにやいかん。土地も買わにやいかん。造成もせにやいかん。そういったことを議会には全然連絡もなく決めておると。そして、次の日の5月26日に住民に発表しておる。これは非常に議事をなめ切ったとか、冒瀆しておると私は思いますね。

議長も何か文句言われたというふう聞いて、これは全員協議会かなんかで若干謝られたということを記憶していますよ。しかし、どういうふうに謝れたかも忘れとつですたい。――

―― [発 言 取 り 消 し] ―――

――で発表したことを、もっとつけ加えて反省をしていると思いますから、ですから、そういう謝罪文を出して広報なり議会報に出してもらわにやいかん。どうですか。出しますか。教えてくださいよ。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

議員がおっしゃるように、A案の修正案については私の大変不徳のいたすところで、うっかりしたとか、そこまで気が回らないとか、そういうことがございましたので、全員協議会において謝罪をしたとおりでございまして、それ以上のことをやれということにつきましては、私はやらないという答えをしたいと思います。これにつきましては謝罪をしておるといことで、私は解釈しております。

それから、A案を選択したということではなくて、議員の少し思い違いじゃないかと思えますけれども、あくまでA案を修正したということございまして、それをもってA案、B

案の修正をもってどちらかに選択をしたいという意図で、住民の方に説明をしたわけですので、あくまでA案が選択されたわけではございませんので、そのことを答弁させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

————— [発 言 取 り 消 し] —————

—————これ、だから修正案といってもね、約2億円ぐらいの増加になるわけよ。そして、修正といっても住民に発表しておるわけですよ。住民はだから、もしか議会もそりゃ了解するだろうと思うですよ。それをあんた議会に全然、僕もびっくりした、聞きに行ってから。ちょっと大体行ってますけどね。発言は私していませんよ、ああいうところでは。しかしながら、そういうのは非常に問題であると。

それから、市長もこのことを知っておられたら、それは議会に対して申しわけなかったということで、やっぱり謝罪文を出してもらわにやいかんですよ。きょう返事どうですか。出さんやったらまた後で言うけど。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

私も全く知りませんでした。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

市長は全然知らなかったと言っていますけど、教育長は説明会なりで市長部局とも連絡をとったというような発言があったと思いますが、どうですか。みんな聞いていますよ。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

総務文教委員会において田中議員の質問に、市長はそのことについて知っておったかとい

うことですが、（発言する者あり）A案の修正案じゃなくて、それについては市長にも相談したとは私は申し上げました。（「相談した」と呼ぶ者あり）はい。A案の修正というんじゃなくて、プールをつくるかどうかということについて、プールをつくってもいいかどうかということをお話をしました。だから、修正案について相談したわけじゃなくて、お答えしたでしょう、総務文教委員会的时候に。そのとおりでございます。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

私が知らないと言ったのは、それを住民にそういう修正案をいきなり知らせるということをしらなかったんです。こういうふうにしましょうかということは知っていますよ。だけど、それを議会にも諮らずに別にすぐ住民に知らせたということが、私もちょっと遺憾だなと思ったんです。これは内部だからいろいろ討議をしますよね。こんなふうにしようか、あんなふうにしようかと。だけど、それをもう決まったようにして住民に知らせたということをしらなかったと。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

だから、一応その概要については市長も知っておられたと。教育長も市長部局に、お金を伴うことだから一応相談するのは、これは常識ですわな。お金は市長が持っておるわけだから。そういった状況でありますから、私も謝ったでしょう。ばかたれとか、ばかとか、数回言いましたからね、発言中に。それは、僕は小さい声ですよ、言ったのは。しかし、悪いから謝った。だから、悪いことをしておるわけでしょう。議会を冒瀆しておるわけでしょう。ですから、2人とも文書で出さないよ。ずっと言うですばい。だから、それはお願いして、もうここで答弁は要らんです。お願いしておきます。文書で出すとは何ともないじゃないですか。悪いことしたんだから。（発言する者あり）しなかったけんて、だから、発表したことを文書でもって皆さんに配っておるですよ、A案の修正案は。

次、ほかにもいっぱい言いたいけど。だから、この前もそういった議会の軽視するような発言は、前も議会で言ったけど、前の堀部長、これも言っていますもんね。だから、前も言ったけど。そして、当時の上司が今の副市長の高野さんですよ。これ部長は、新築校で約12

億円程度と見込んでおり、そのほかは1億円程度と考えております。財政的には問題ないということで打ち合わせ済みです。それは市長部局だと思うけど。また、議会は同意の必要はなく、報告ということになります。とんでもないことを言うておるわけよ。これは議事録ちゃんとある。だから、こういう体質があるから、議会を無視してないがしろにするというふうに思っていますので、今後十分注意してください。

それから、市長の発言に対して若干聞きたいことがあります。いろいろ住民の方が市長のところに、学校問題について何人か来られたと思います。その中で、4人の女性の方が市長のところに来られたときに、私は住民の納得ができん限り判こ押さんばんもと、こういうことを言われて非常に喜んで、こんこつはもうほかの人にも言うてよかち言いなつたということで、それは本当に言われたか、まず確認ですな。簡単をお願いします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

議会のほうで附帯決議で、住民に説明をして、よく理解を得てから建設しなさいという附帯決議が出ております。それに基づいて、住民の皆様方から理解を得るまで判は押しませんと、当然言ったのは当たり前でございます。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1番（田中信之君）

だから、市長がおっしゃったように、建設に関しては市長が判こ押さんとできんわけですよ。市長が全責任持っておるわけね。教育委員会じゃないんですよ。教育長でもない。市長ですから、市長の言動というのは非常にみんな期待しているからね、しかしながら、市長は一回も説明に見えんと。なし来らっさらんじゃろうかのという声が多いですよ。それも聞いておられるかもしれんけど。やっぱり教育長ではだめだ。市長が来んといかんわけ。だから、住民の皆さんも教育長のところに行かんでしょう。市長のところに行くでしよう、お願いには。

それと、もう1点ですよ。要するに、いろいろまだ決まっていけないのに、県のほうに補助金の申請を出されていると、これは4月27日か。僕も県に電話したら、うん、来ていますよと言うからさ。県は5月21日か、東京に持参しているから。その中で、いろいろ僕も資料を

もらって検討はしているんだけど、やはり、これは男性の方ですけど、市長のところに行かれたときに、おれはそれ知らんばんと。学校問題についていろいろ書類を注意して見よるけど、補助金申請するのは知らんと、それは教育委員会の権限でしよるんじゃなからうかのもち言わっしゃる。どうですか、そこは。言いましたか。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

そのように申したと思います。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

私も県に確認しましたが、角印が押しておられますよ。知らんですか。もう 1 回どうぞ。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

申請はするけど、いつしたかということはわからなかったんです。今申請しておかないと、補助金がもらえないと。まだ場所が決まっていないから申請はどうですかと言ったところ、場所は後で決めますと。申請はしとったほうがいいから申請をしますからと言うから、いつしたかは知らなかったんです。ただ、いずれしますよという問い合わせがありましたので、それはされておったほうがいいでしょうと言ったから、きょうやりますということはちょっと私は知らなかった。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

そしたら、一応内容的なことは知っておったということですね。ただ、いつ出したかが知んやったという。だから、皆さん誤解されておる。知らんやったていうけん、判こ押したことはなからうとかおっしゃったからね、（発言する者あり）いやいや、そういうふうにおっしゃったから、これはいかんなど。だから、やっぱり角印を押しとらす以上は公文書偽造になりますからね、これは職員がしよったら。だから、そうやったらもう問い詰めて公文書ごと。

訴えようと思ったんだけど、これは残念でした。

しかし、中学校の敷地内に建てるということで出しておられますよね。ですから、今後のこと、敷地内に建てるということは、非常にこれは教育長の発言でも、総務委員会のレポートの中にもあるように、非常に住民の理解が得られていないということですから、非常にこれはないというふうに私は思っていますけど、どうですか。（「何ですか」と呼ぶ者あり）中学校の敷地内に建てるということ、校舎を。統合小学校。（「それが」と呼ぶ者あり）それは住民の理解が得られていると思いますか。だから、この案はなくなったというふうに理解していいですか。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

ちょっと答弁が長くなるかもしれませんが、私のほうにいろいろな要望が来るんです。まず、山川東部小学校の中尾地区からは、今回の統合には入りませんという決議書が来ました。それから、九折からは、今回の統合小学校は東部小学校につくりなさいという決議書が来ました。それと今度は、中尾、それから九折ですね、それからもう1カ所どこか、これも東部小学校につくりなさいと、それぞれ自分たちのいいように言われる。それと、竹海小学校からは、今の中学校を小学校にきなさいと。それと、南部と飯江小学校からは、早く小学校を統合してつくってくださいと、ばらばらなあれが来るわけです。だれを、どんなふうにしてまとめていいか非常に苦慮するんですよ。みんな自分勝手なことをおっしゃるから。それだけは間違いない。どうしたらいいのでしょうかという気持ちでいっぱいでございます。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）（登壇）

長くなりますので、これで終わります。いずれにしろ、今出されている補助金ですか、これを今度僕が出んように差しどめを運動せにやいかんというふうに思っています。実際、絶対山川中学校の中につくらせんということで、これからもファイト満々でやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

じゃ、次の質問に参ります。

次の問題に行きます。次は、ヨコクラ病院への高田支所売却についてでございます。

ヨコクラ病院の2億円の補助金交付は、議員の賛成多数——10対8でございました——で議決されてしまいましたけれども、支所を売却する議案にはまだまだ議決されていないわけですね、支所を売却するということは。十分な情報の提供と市民、議員の論議を尽くして、住民が理解した上で最終結論を出すべきであるというふうに言っています。特に売却代金は、情報を市民に公表し、公平でだれもが理解を得ることが必要であるというふうに思っています。

それから1番目は、不動産鑑定は1社のみで、もう1社か2社に依頼する予定はないか。福智町では、売却した市有地が不当に安いとして住民が訴訟を起こしている。また、議会による百条委員会も設置されている。住民には訴訟の準備書面等を議会に提出して、売却代金の正当性を勉強すべきである。準備書面を提出するかどうか。

それから2番、ヨコクラ病院は地質調査用地として、高田支所駐車場ほか行政財産使用許可を申請して、平成23年の11月7日から12月3日まで地質調査を実施しましたがけれども、数量の144平米と使用料1,764円は正しいのか。使用料の算定方法と地質調査の結果、病院建設に適しているか否か、どうやったかを公表してください。

それから3番目、高田支所の解体費はヨコクラ病院が負担するというふうに聞いておりますけれども、行政財産を処分するときは、市がすべて負担して更地にして売却するのが、これは常識であります。ヨコクラ病院に再度解体費を市で実施する旨の要望をしないのでしょうか。解体費用は不当に高いとの住民の声があり、まず不透明であります。

それから、これは具体的に②については、使用料の算定方法とか、これは後で後日書類を提出してもらえばいいですから、時間ありませんから、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

ヨコクラ病院への高田支所売却についての御質問にお答えします。

まず、1点目の不動産鑑定をもう1社ないし2社に依頼する考えはないかということについてでございますが、以前の議会で説明したかと思いますが、鑑定評価につきましては、不動産の鑑定評価に関する法律に規定する不動産鑑定士によって行われるものです。法律にはその責務について、「不動産鑑定士は、良心に従い、誠実に鑑定評価業務を行い、不動産鑑

定士の信用を傷つけるような行為をしてはならない」と規定されています。また、不当な鑑定評価を行った場合は、懲戒処分や登録の削除などの処分規定が設けられております。こうした法の趣旨から、鑑定評価は的確に行われたものと判断をいたしております。よって、さらに複数の不動産鑑定を行うことは不要と考える次第です。

また、福智町の市有地売却についての訴訟事件に学べとの御指導でございますが、この問題に関しましては、福智町の議会だよりを御参照いただきたいと思います。他団体の出来事であり、発言は控えさせていただきます。

次に2点目の、ヨコクラ病院が病院建設の事前調査として地質調査を行った際の行政財産使用許可事務について、使用料の算定方法、また、その地質調査の結果はどうであったかということについてでございますが、まず、経過について御説明をいたします。

平成23年9月のみやま市議会定例会において、医療法人弘恵会ヨコクラ病院への病院施設開設準備経費補助金2億円の予算が議決された後に、同病院より、病院建てかえの設計を行うための地質調査が必要であるということで、平成23年10月21日付でみやま市財務規則第180条第3項の規定に基づき、行政財産使用許可申請が出されました。決裁後、同条第4項の規定に基づき、10月27日付で行政財産使用許可書を交付いたしております。

まず、使用料の算定方法についてであります。行政財産の使用料の額は、みやま市行政財産使用条例第3条によって算出をいたしております。その結果、いろいろ書いておりますが、使用料としては1,764円と算定をいたしました。

次に、地質調査の結果が病院建設に適しているか否かを公表すべきであるとのことについてであります。ヨコクラ病院が地質がどうなっているかを調査し、その結果をもとに設計を行うわけでございますので、病院の情報を行政側から公表はできないものと考えております。

また、財務規則第180条第4項に定める行政財産使用許可書様式第89号では、地質調査の結果の報告を求める規定はございませんので、病院建設に適しているか否かの報告は求めておりません。

9月のみやま市議会定例会において、ヨコクラ病院への病院施設開設準備経費補助金2億円の予算が議決されましたので、病院移転のための準備が必要であるとの観点から、行政財産の使用の許可をいたした次第です。財務規則等の規則にのっとり処理をいたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、3点目の高田支所解体費はヨコクラ病院が負担することということについてでございますが、高田支所の建物については、さきの議会でも説明いたしましたが、解体についてはヨコクラ病院で行うということで説明をしていたと思います。参考までに、財産の売却について福岡県の財産活用課に問い合わせましたところ、普通財産売却については更地にして売却することが基本であるが、建物が残存したままの売却も行っているとのことで、問題なく進めているとのことでした。したがって、解体はヨコクラ病院で解体してもらうことに変更はございません。

また、解体費用は不当に高いとの住民の声があり、不透明であるとの御指摘をされておりますが、解体費については、設計コンサルタントに委託して積算を行っています。積算根拠として、補償金算定の際には広く用いられております。中央用地対策連絡協議会監修の非木造建物調査積算要領や九州地区用地対策連絡会作成の損失補償基準標準書をもとに積算をいたしています。産業廃棄物処分の単価については南筑後県土整備事務所指定単価としております。よって、本件高田支所庁舎の解体費用については、適正に積算を行ったと考えております。ただし、ヨコクラ病院が実施する解体にかかる経費は市の負担ではなく、ヨコクラ病院が負担するものであり、後日、市に請求されるものではありませんので、解体の経費について市が関知するものではございません。

以上でございますが、ヨコクラ病院が解体して自分のところで払われるから、高いか安いかわいというのは、市で問題にする必要はないと思うんですよ。

それともう1つ、県に問い合わせましたところ、大体更地で販売するのが常識だと。ただし、そうした場合、今、建物がございませぬ。あれ91,000千円残存価格があるわけです。これもヨコクラ病院に請求できないわけです。そして、解体費も大体150,000千円近くかかりますので、90,000千円と150,000千円全部市が負担しなければいけない。それに立竹木がある、これが12,000千円、これもヨコクラ病院には請求できない。移転費もヨコクラ病院です。これ、今のやつは全部ヨコクラ病院に請求するわけです。そうしますと、あの4,500坪の土地をヨコクラ病院に販売しても、解体費等経費を入れますと、ほとんど10,000千円も残らないんですよ。もらった金から払った金を残すと、4,500坪売っても10,000千円も残らないという状況でございますので、今回もし2億円出しても、これはあくまでも2億円は病院のベッド数を確保するために出したんですけど、そういった計算をすると、今回は1億数千万、2億円出しても残るわけでございます。それで、十分そういった点を考えれば、今回の措置

は非常に正しかったと私は思っております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

時間がないので、最後に市長が喜ぶようなことを言いたいと思います。

なぜ、ヨコクラ病院の地質調査をしているかと確認したのは、ヨコクラ病院がちゃんとした手続をとっておるか。やっぱりちゃんととっておりますわな。ちゃんとお伺い書をして、決裁をとって、全部判こ押して。だから、これを確かめたかったわけですよ。

なぜかという、ヨコクラ病院は県に補助金の申請をしていましたね。市長は、10月27日にヨコクラ病院の要望書を見ていないと言っておられる。ところが、その3カ月以上前、県は黙って、市長は知らんとおっしゃったから、市に内緒で市の西側駐車場で図面つけて申請しとつとです。それで最初360,000千円補助金がおりにある。これ知らんやっと言いなったでしょう。（発言する者あり）補助金の内定ですたい。その後、470,000千円にふえたけどね、ほかが断ったから。そういった補助金の仕組みというのはまた問題あると思うけど。だから、そのことを僕は言いたかったわけですよ。ちゃんとヨコクラ病院はしとんなど。

そして、住民の皆さん話しているけど、ヨコクラさんがそげんかことさっさんめのうというのが声が強かですばい。市長さん知つとつとじゃなかつかいち。それはもうここで追及してもいいんだけど、時間がないから、それも指摘しておきます。

それからもう1件、ヨコクラ病院の、庁舎を除いて売却して10月27日、5月7日があったでしょう。5月の中に、折しもあなたからと。まるでヨコクラさんからのあれはね、市が要望があったというような文書がありますもんね。これは議員に出していなかった文書ですよ。そのことを僕が質問しましたもんね。そしたら、市長はこういうふうに申しております。

今申し上げましたように、平成22年3月31日に、庁舎を除いて全部売却していいと、よろしいという答申が出たわけでございます。土地を売ってもいいと。だから、そういった結論が出ましたので、土地を提供してもいいですよというお答えを3月31日過ぎに、3月31日から5月7日の間にそういったことを私が申し上げたわけです。土地をこちらが提供いたしますよと、そういう答申が出たものですから、売ってもいいという答申が出たから、みやま市として土地を売ってもいいですよと、提供してもいいですよという回答をヨコクラ先生の

ほうに出したということでございます。そういった結論が出たから、私は売っていいですよ。私は、だからこの情報公開をとって、あるいは委員の方にもいろいろ聞きましたよ。ところが、検討委員会は3月31日の答申は貸してよかちなっとなつてですよ。貸してはよろしいと。庁舎残して貸していいと。売っていいとは全然なつたらんですよ。

このことについては、議会というのは、今までも僕も言いましたように、正式な場で非常に発言については重大な責任を持たないかん場でありますから、これが過ちと私はもう確信していますので、ほかの人も何人も聞いていますよ。ですから、これは発言を取り消してね、後でいいですよ。そういう措置をとっていただきたいというふうに思います。それは後でいいですよ。長くなるから、それはいいんですよ。（「違う」と呼ぶ者あり）これは議事録に載つとるもん、これ。（「違う」と呼ぶ者あり）違うじゃない。だから、それはそれでいいです。

それから最後に、あと1個、市長が喜ぶことを言います。

今、ヨコクラ病院にはいろいろやっぱりお金が大変要りますね。きょうも尖閣列島のことが載っていましたね。石原都知事が尖閣列島を買うために10億円以上集まっていると。皆さんがやっぱり必要性を求める。ですから、私は、みやま市がまずしりから2番目でしょう、県で財政力は。非常に貧乏であるということが1点。

それから、みやま市の唯一の中核病院であると。救急医療も行ってもらっていると。これからもお世話になるだろうと。病院のベッド数も20床は減らさんやったと。地域住民が必要としているからと、こういうことね。

それから、そういうことで、みやま市も今後も応援していきたいと。しかし、2億円はやったけど、もっとかかると。不十分じゃなと。ですから、たまたま今、医師会長でしょう、日本の。ですから、市長が音頭をとってヨコクラ病院のために、みやま市は貧乏であるから募金をお願いしたいと、こういう文書をつくって、東京とか行かれたときはずっと皆さん回って募金集められてくださいよ。私もそりゃ議会の一員として賛同者になっていいですよ。そして、例えば、目標を3億円集めると。集まるかもしれんすばい。医師会長だから。各メーカーおっでしょう。病院もある。医療機器メーカー、薬剤、いろいろ関係ある。そういうことで幅広く日本国じゅうですからな。そして、それをしていただきたいと。そして、私も賛成です、それやったら。で、3億円ぐらい集まったら、2億円がヨコクラ病院から戻ってくる、また再度市に寄附バックがあるかもしれんですよ。そういう運動は一生懸命してい

っていいと思います。特に市長はいろいろ出張されるから。だから、それをぜひお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

ヨコクラ病院の用地売却についての検討委員会がありました。最初は貸すということで結論が出ました。その後にヨコクラ病院から全部売ってほしいという要望がございましたので、正副委員長にもう1回委員会を開いてくださいと。そして、こういうことを検討してくださいと、こう申しあげましたところ、もう市のほうで、執行部のほうで検討して決めてくださいということでございましたので、執行部で検討をして決めて、そして売却しようということに決めましたので、議会に売却することに決定をいたしましたという報告をいたしましたわけでございます。そういうことです。

それから、今の各メーカーから募金しなさいと、あなたが最も好かんことじゃないですか。リベート取るということ。（発言する者あり）リベート取るということじゃないですか。利害関係者からリベート取る。利害関係者じゃなかったら、そりゃ皆さん浄財を寄附してもらうけど、ヨコクラ病院に品物を納めておる。それであなたたちしなさいということは、あなたが最も嫌うことじゃないですか。（「違う」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

1 番田中信之君。

○1番（田中信之君）

私も調べましたよ、県にも行ってね。地方自治法の第何条、これに抵触しないということで、石原慎太郎さんがしとるでしょう。だから、市の口座に納めにゃいかんとですよ。市長がポケットに入れたらいかんですよ。全部そこに持っていかにゃいかんですよ、それは。ですから、それは私もちゃんと確認しとっですよ。確認して後で言いますけどね、県にもちゃんと確認しとっ。それは問題はないということで県にも確認しとるんだから、地方自治法の第何条、そいけん後でちゃんと説明しますから。ですから、それはちゃんと私も言う以上は調べて言っています。それは後でまたちゃんと示します。

それから、だから私が問題にしているのは、市長の議会での答弁が誤っていることがすら

ごとと言うとるけん言うとですたい。それはだから訂正してもらわにゃいかん。そうすると、検討委員会というのはもう終わっておるわけですよ。正副委員長だけで決めちゃいかんとですばい。本当ならもう1回全部して全員で決めんならね。正副委員長がそういうこと言ったけんちいうてさい、もうのうなっておる組織ですよ。そういった行政のやり方も非常に問題だということを私指摘しているんですよ。

いずれにしろ、この3月議会で梶山議員も、こっちからお願いしたのか、向こうから売ってくれというのと全然違うということを前おっしゃっていますけど、私が言ったのもそうですよ。ただ、答弁の内容が単純に間違っているから言っているわけですよ。これは訂正してもらおうと。ずっと残りますからね、公文書だから。

だから、3月31日にはこういうことは検討委員会は言うたらんわけですよ。貸してよかち言うておるわけですよ。売ってよかちいっちょん言うたらんもん。そういうことを議会で言われているからね。

————— [発 言 取 り 消 し] —————

————— ですから、開かれた議会
ということで、市長もやっぱり、情報公開も20円が10円になったでしょう。それから何人も、これは市で2つしかなかったのが、しりから2番目だったのが全員、やっぱり何人もなってよかとなった。ずっと進んできているわけですよ、インターネットもね。だから、より開かれた議会を目指して、やっぱり誤ったところは誤ったと認めにゃいかんわけですよ、お互いに。ですから、そういうことを要望して、もう時間が1分ですからね。やっぱり失敗した、作戦が。

終わります。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

そんなに大事な市民病院であれば、市民の皆様からひとつヨコクラ病院を盛り立ててくれと募集したらどうですか。みやま市民の皆様から、そういった利害関係じゃなくて、みんな10円でも50円でも100円でも、そういう大事な病院だったら、市民全員に呼びかけてヨコクラ病院を守りましょうという募集してもいいですか、私はそれが筋だと思う。

それで、あくまでも諮問委員会は自分たちで決めなさいと、販売しても結構ですからと、

正副委員長が言ったんですから、それで……（「組織がない」と呼ぶ者あり）いや、それは組織はないけど、続きますよ、それは。（発言する者あり）いやいや、それは続きますよ。そういうことで、庁内で検討してこれを売却しましょうということで、これは売却することにしましたということですので、別にいいと思いますよ。

○議長（壇 康夫君）

これで1番田中信之君の質問は終わります。（発言する者あり）

それでは、ここで暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて、ただいまより再開いたします。

再開に当たって、先ほど議会中に、田中議員のほうから傍聴席に資料配付があったということを本人も認めてあり、これについては、規則により議長の許可がない場合は配付できないというふうにしております。よって、この配付物の資料は、傍聴席の方は大変恐縮ですが、すべて回収させていただきたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

〔傍聴席から資料回収〕

○議長（壇 康夫君）

傍聴席の方、御協力ありがとうございました。

それでは、再開しましたが、先ほど田中議員の一般質問の発言において何点か不可解な点がございましたので、ただいまより議会運営委員会を開きたいと思いますので、ここで暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午後0時01分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて、ただいまより会議を再開いたします。

ただいま田中信之君から、本日の会議における発言について、会議規則第65条の規定により、お手元にお配りしました発言取消申出書に記載しました部分を取り消したいという申し出がっております。

田中信之君の発言を許します。1番田中信之君。

○1番（田中信之君）

みやま市議会議長 壇 康夫 殿

みやま市議会議員 田中 信之

発言取消申出書

平成24年6月12日の会議における私の発言のうち、次の部分を取り消したいので、議会において許可されるようみやま市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消したい発言 ・ 全員協議会を閣会議であるとした発言
・ 議会だよりの懲罰の陳謝文をみずから掲載をさせたかのような発言

以上2点でございます。よろしく申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

ただいま1番議員田中信之君から、発言の取り消しの申し出に従いまして発言いただきました。

なお、この件については、あと2点ほど私のほうから嚴重注意を与えたいと思います。

まず1点目は、資料の配付をこの議場内において傍聴席にされたということで、この件については、議長の許可なく配付されたということについて嚴重に注意しておきたいと思えます。

また、次の点につきましては、先ほど一般質問の中で質問の発言として、学校建設費に対する県、国への申請について妨害・阻止行動をするという発言がございましたけど、これについても、みやま市議会として議決して申請を上げた内容ですので、この点についても議会の個人的行動として慎むよう、全く妨害・阻止をしないよう行動をとっていただきたいということで嚴重注意を行っておきたいと思えます。

では、続きまして、一般質問を続いで行います。3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）（登壇）

改めまして、こんにちは。議席番号3番の上津原でございます。議長の承認をいただきましたので、通告に基づき、ごみ減量化についての質問を行わせていただきます。

本年1月22日、大木町から講師を招き、環境講演が開催されました。大木町のごみ減量化の取り組みの報告を聞かせていただきましたが、大変すばらしい取り組みがされていて、大木町行政の長年の取り組みと住民の皆さんの理解と協力で大きな成果が出ていると感じられる報告をいただきました。当市でも大木町の取り組みに近づけるよう、何かできないかと考えさせられた講演会でした。

大江校区公民館でも、校区民の皆さんにごみ減量化に対する意識を高めてもらえるように、生涯学習まちづくり出前講座で環境衛生課より来ていただき、「身の回りのごみはどこへ行く」の講演をしていただきました。そのときの報告では、清掃センターで焼却しているごみの量が、平成23年度は15年ぶりに1万トンを切ったという話を聞きました。廃プラスチックの分別収集や雑誌回収等を市民の皆さんが取り組まれた大きな成果があらわれていると報告がありました。

しかし、ごみの焼却量が減ったとはいえ、ごみ焼却にかかる費用は単純に人口割すれば、1人当たり約9千円の財源が焼却するために投入されているとの説明もありました。焼却費用の縮減のための取り組みはまだ何かできるのではないかと感じました。ごみの減量や焼却費縮減は行政、市民が一丸となって今後も取り組んでいかなければならない課題ではないかと思えます。

清掃センターで取り扱われているごみの種類別の推移表があるというふうに思いますが、確かに分別収集や廃プラ、雑誌回収で、市民の皆さんの御理解や御協力と、さらに人口減も作用していると思われませんが、生ごみは減少しています。しかし、粗大ごみの排出量は、地域での収集量は横ばいなのに、直接搬入されている量は、人口が減少しているにもかかわらず、5年前から年々増加しています。

なぜこのように増加傾向にあるのか、その一つの要因として、みやま市の粗大ごみの処分料金が無料であり、近隣の粗大ごみが持ち込まれているとの話も聞きましたが、本当に持ち込まれているのか。市内居住者以外から持ち込まれているなら大変な問題だと思います。持ち込み者が市内居住者かどうかの確認や粗大ごみの出され方に問題はないのかなど、現場での対策はどのように行われているのか。さらに、可燃粗大ごみの地区収集や直接持ち込みに対し、今後十分な検討が必要ではないかと思えます。

3月の全員協議会で一般廃棄物処理施設の共同建設を目指して、みやま市と柳川市で検討を進めていくとの報告がありました。6月議会でもこの分については補正予算が組まれてお

ります。ごみ処理については、行政が責任を持って処分をしなければ生活に支障を来すのは明らかであります。柳川市と一緒に処理施設を運用するならば、現在の生ごみや粗大ごみの排出のやり方や処分料金の問題など、柳川市との違いも当然出てくるのではないかと考えられます。現時点での柳川市との大きな相違点は、早期に解決しなければならない課題だと思えます。

現在稼働中の清掃センターの焼却炉は老朽化も進み、焼却能力は限界に来ているとの話もあり、現状を維持するための努力は、現場の職員が大変厳しい中に行っているのではないのでしょうか。新処理場施設開設までは、現在稼働している清掃センターの焼却炉を延命させなければ、市民生活に多大な迷惑をかけることとなります。各家庭や事業所から出されている可燃ごみや粗大ごみなどの中に、まだまだ資源として活用ができ、リサイクルされるごみが出されるのではないかと考えます。現在のごみの排出や処分状況と、今後のごみ減量化への取り組みの考え方について、具体的事項以下5点をお伺いします。

具体的事項1として、粗大ごみの地区収集と直接持ち込み量及び地区収集にかかる収集業者への委託料を教えてください。

具体的事項2として、粗大ごみの処分料金の近隣市町村の状況を教えてください。

具体的事項3として、可燃粗大ごみが無料であるための問題点は何があるのか教えてください。

具体的事項4として、共同施設の運用を検討している柳川市との整合性を図る上での問題点は何か教えてください。

具体的事項5として、今後のごみ減量化への取り組みの考えがあるなら教えてください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

上津原議員のごみ減量化についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の粗大ごみの地区収集と直接持ち込みの量及び地区収集にかかる収集業者への委託料についてでございますが、平成23年度の粗大ごみの地区収集量は349トン、直接持ち込みの量381トンとなっており、平成22年度から直接搬入が地区収集を上回っています。

なお、可燃粗大に限定すると、平成20年度から直接持ち込みのほうが多くなっており、収集業者への委託料は、2業者合計で11,823千円となっています。

次に、2点目の可燃粗大ごみの処分料金の近隣市町村状況についてでございますが、みやま市の可燃粗大ごみの処分料金は、地区収集、直接持ち込みともに無料です。自宅へ回収を依頼する場合、1個1,030円です。平成23年度は、17件で17,510円でした。

可燃粗大ごみの近隣市町の状況としましては、個別収集の場合で、柳川市は10キロ当たり100円となっています。筑後市は、粗大ごみに1枚300円のシールを張りつける方法で、物によって枚数が決められており、例えば、畳1枚は、シール2枚で600円ということになっています。大牟田市も筑後市と同じくシールを張りつける方法で、粗大ごみ1個につきシール1枚400円となっております。直接持ち込みの場合、柳川市、筑後市とも10キロ当たり100円、大牟田市は10キロ当たり210円となっています。なお、みやま市が行っている粗大ごみ地区拠点回収という方法は、近隣市では実施されておられません。

次に、3点目の可燃粗大ごみが無料での問題点についてでございますが、粗大ごみの処理については、地区収集経費、金属除外処理経費、破碎経費、通常のごみ袋で収集している燃やすごみよりかかっておりますが、無料であるため、次のような問題を抱えています。

①市外の粗大ごみの不法持ち込み、②粗大ごみのたんすの引き出し等に可燃物を詰め込んでの搬入、③燃やすごみでも可燃粗大ごみは無料であるため、計量を別々に行う必要があり、市が委託しているごみ収集業務に支障を及ぼしているなどの点があります。

いずれにしても、市としては受益者負担、不法な持ち込み防止、円滑なごみ処理を図るために、粗大ごみ収集の有料化方向で検討していきたいと考えております。

次に、4点目の共同施設の運用を検討している柳川市との整合性を図る上での問題点についてでございますが、柳川市との共同施設建設に向け協議を開始いたしております。両市のごみ処理方法は共通点も多くありますが、相違点もあり、調整を行う必要があります。特に可燃粗大ごみの処理費用については、無料と有料の違いがあり、調整する上での課題であります。

次に、5点目の今後のごみ減量化への取り組みの考えについてでございますが、焼却施設の維持費用の削減・延命、最終処分場の延命、二酸化炭素排出量の削減は、ごみを減量することが最大の効果となります。市といたしましては、昨年は廃プラスチックのリサイクルを普及させるため、すべての行政区で説明会を開催いたしました。今年度は、緊急雇用対策に

より事業所のごみ分別指導を行い、事業所ごみの減量の取り組みを開始いたします。

環境衛生組合連合会とも連携し、行政区単位で取り組んでいただくごみ減量モデル事業や、イベント時の使い捨て容器を減らすリユース食器活用によるエコイベント普及事業など、市といたしまして、今後も市民の皆さんと一緒に力を合わせてごみ減量を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

ここで、ちょっとお尋ねいたします。

ここで暫時休憩を入れたいと思いますが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後0時17分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

続けて、3番上津原博君、質問を行ってください。

○3番（上津原 博君）

次の質問というところで休憩に入りましたので、ちょっと順を追って、再度確認も含めて質問を行っていききたいというふうに思いますが、まず、具体的事項の1でごみの量と委託料ということでお伺いしたんですが、私がちょっといただいた資料で平成14年度から平成22年度までの集計表をちょっといただいたんですが、やはり答弁書にもあるように、年々、粗大ごみについてはふえているということで、この対策はぜひともしていかなければならないと。片や、やはり生ごみの排出量ですか、これについては本当に市民の皆様、あるいは行政の努力の中で確かに減ってきているというのも、この推移表を見ればわかります。

しかし、この分でいけば、生ごみの排出量が減っているということでもありますけれども、まだこの中にも分別されるようなごみが今現在排出されているのか、ないのか、そういった調査をされているのかというのをちょっと1点お伺いしたいというふうに思います。

○議長（壇 康夫君）

坂本環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）

今の質問にお答えします。

可燃ごみのごみのピットの中でごみ組成調査というのを行いまして、大体年に四、五回行っているわけですが、やっぱり紙類や布類が約50%ぐらいまじっております。そういうことで、燃やす中にもまだ50%ほどが残っておりますので、今後とも分別の徹底を図りながら減量化に努めてまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

上津原博君。

○3番（上津原 博君）

先ほど大江公民館での生涯学習まちづくりで講演いただいたときも、同じようなことを担当課のほうから、現在、生ごみで出されている分についても約半分ぐらいが紙、あるいは布ということであるというふうな話もお伺いしました。やはり紙についても再資源化できるような分もありますので、そこについてはもっともっと市民の皆さんにお知らせをしていただきながら、使える資源ということで徹底をして、さらなる分別を推奨するとか、そういうふうな取り組みも片や必要ではないのかなというふうに思っております。

あとちょっと私がどうかと思ったのは、家庭から出されている生ごみについてはビニール袋を購入していただいて、週2日、2回ですかね、排出しているということで、これは考え方によっては受益者負担ということで料金が発生しているというふうに思うわけです。ただ、あとは先ほど言いました粗大ごみの中でも地区収集、あるいは地区搬入については、みやま市は無料ということになっております。しかし、その粗大ごみの中でも可燃する分が出るというふうに思いますけれども、片や週2回の排出、家庭から出すごみは有料ということと、しかし、片や粗大ごみでのその中の可燃するごみについては無料というところの、この整合性を今後どうやっていくのかなというところが具体的な考え方がありましたらお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（壇 康夫君）

坂本環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）

御指摘のとおり、同じ可燃ごみでも、普通の家庭ごみは有料で粗大ごみの可燃ごみは無料ということ、そういう矛盾がありますので、それについては市長答弁がありましたように、今後検討して行って、有料化の方向で進めてまいりたいと思います。その方法については、近隣の市町等をやっぱり研究させていただいて進めてまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

一つの手段として有料化という考えだろうというふうに思います。しかし、答弁書の中にも出されておりましたけれども、みやま市だけが無料ということで、これは今日まで市民サービスという観点で行っていらっしゃったというふうに思うわけなんです。今後、そういった部分で有料をするという分であれば、近隣との整合性含めて、きちりとしていかなければならないというふうに思いますけれども、片や若干気になる分が、有料にすることによって不法投棄等が、この懸念がどうなのかなということと、これに対する対策。片や現在、有料でゴミ収集、粗大ゴミが取り扱われている近隣の状況の中で、果たして有料化によって不法投棄がふえたかどうかというような、そういった調査含めて、今までやってきた分があれば報告していただきたいというふうに思いますけれども。

○議長（壇 康夫君）

坂本環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）

まず、有料化したことによって不法投棄がふえたかというのは、ちょっと調査しておりません。

それと、有料化することによって、一時的には不法投棄があるかもしれませんが、それはそれとして、やっぱりいろいろな対策を講じながらやっていく必要があると思います。見回りや啓発の立て看板を立てたりということ。

それと、無料化の問題点はやっぱり家庭ごみは有料、片方は無料という、そういう受益者負担というのを均衡を図るということで必要だと思います。

そういうことで、不法投棄が出てくるということは、以前にも課内で論議をしたことがあ

りますけど、それは別問題として、ほかの方策を立てながら、それは克服していく必要があると思います。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

不法投棄については、これはもう法律違反ということで厳重に罰せられる行為ですので、これはまた別と言え別だろうというふうに思いますけれども、そこら辺含めて十分検討をして、整合性を持った行政運用になるようお願いしたいというふうに思いますが、あと質問の中にも出しておりましたけれども、本当に市以外の粗大ごみが搬入されているということが明らかになれば、これは本当に大変重要な問題ではないだろうかというふうに思っております。なぜなら、焼却費については市税が投入されております。やはり緊縮財政ということであれば、当市以外のごみを当市の税金を使って処分するというのが、やっぱりどうしてもこれはおかしいというふうに思います。

で、お伺いしたいのが、センターでのそういった受け付け業務含めて、現在、どのような部分で行われているのか、そういった確認作業、あるいはこのごみについてはみやま市がきっちりとした取り扱いどおり出されていないので、お持ち帰りくださいというようなところまでされるような環境があるのか、どうなのかというのをちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（壇 康夫君）

坂本環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）

今現在、持ち込みの場合の手順を申し上げます。

まず、受付に来られて、住所、氏名、それと電話番号を受け付け簿に記載してもらいます。疑わしい方には自宅に確認の電話を入れております。例えば、疑わしい方というのは、たたみや布団の大量の持ち込みということですね。そして、本人さんの前でこのようにして自宅に確認の電話をさせていただきますということでしております。

また、受付には多くの来場者があります。例えば、生ごみ業者が4業者いらっしゃいますが、1日7回ぐらい持ってこられますし、また、事業系一般廃棄物の収集業者が1日に15台

ぐらい、それと、粗大の持ち込み業者が1日に4台ぐらい、それと、一般のお客様が個人の持ち込みということで、かなりの数が持ち込まれておるわけですが、約80台ぐらい持ち込まれておりますけど、その場合に、普通、個人で受け付ける場合は、受付でまず車ごと計量を行います。それから、粗大の家具等を可燃物はおろしていただきます。それと、不燃物の粗大ごみをおろしていただいて、また、再度、計量を行う。可燃ごみの量をはかるわけですよ。そのような事務をしていると、やっぱり現場でお客様といろいろのやりとりをすれば、かなりの列、つかえてくるということで、なかなか調査をするというのは、今、申し上げましたように、疑わしい方には電話を入れてするぐらいの調査しか、今のところはできていない状況であります。

また、以前、四、五回ぐらい例がありますけど、職員が追跡というですか、をやって、やっぱりちょっとおかしかつちやなかですかということの中でちょっと注意をしたということがあります。ただ、追跡しても妥当というですか、やっぱり引っ越されたときに出されたやつや、または、親戚から頼まれとるといようなことがありますので、なかなか厳しく追及することはできないというのが現状であります。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

やはり現場では本当に大変厳しい現状の中、なさっているということがうかがえるというふうに思います。

やはりそういった煩雑な作業も軽減する上で、何がしかの手だてをやっていかないといけないというふうに思います。答弁書の中にも書いてありますけれども、燃やすごみでも可燃粗大ごみは無料であるということで、そういったことが要因として何回も計量作業をやっているというような部分も出てくるというふうに思います。やっぱりそういったところもぜひとも改善するような環境もつくっていかねばならないというふうに思います。

それと、あと持ち込みの分ですね。やはり可燃ごみ、不燃ごみ、リサイクル品含め、1台の車にどんと、ほとんどの方がそうやって持ってこられるんだらうというふうに思います。そういった部分も、やはり手間はかかるかもしれませんが、持ち込みされる方について、お知らせの中で一緒じゃなくてそういった分で可燃ごみなら可燃ごみだけとか、不燃ご

みなら不燃ごみだけとか、そういった分の、多分これはお願いしかならないというふうに思いますけれども、そういった部分も片や取り組んで、ごみ減量につなげていかなければならないんじゃないかなというふうに思っているわけであります。

そういった分で一つの有効手段としての有料化というのでも検討するということでもありますので、整合性を持ったごみの扱いにさせていただきたいというふうに思います。

あと具体的事項4でお伺いしました、今、計画されている共同運用施設で、柳川との合同でやるということでもありますけれども、先ほど来、るる説明があった中身で言っても、柳川市との扱い方、取り扱い方について、差がある分についてはかなりの差があるというふうに思います。議案説明でもあったように、平成32年度、これから10年ぐらいをかけて共同運用を図っていくというような話もあっておりますけれども、しかし、今現在、稼働している焼却場、これはそれまでは延命させなければならないというのはあるというふうに思います。これの延命のためにも、やはりごみ減量の方策というのは進めていかなければならないというふうに思いますし、柳川市との共同運用をスムーズに始められるような環境も今からつくっていかなければならないというふうに思いますけれども、今現在、柳川市との何回か協議を行われているというふうに思いますけれども、ここら辺はやっぱり一緒にやっていかなければならない、ここら辺は改善していかなければならないというような課題が何点か今あるなら報告をしていただきたいというふうに思いますけれども。

○議長（壇 康夫君）

坂本環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）

これについては一つ一つ精査していかなければならないんですが、やっぱり最大の問題は粗大の可燃ごみの取り扱いですね。それがやっぱり一番の問題だと思います。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

やはりその分が一番の今後の課題になってくるというふうにも私自身も思いますので、できるだけ早い段階でのみやま市の取り組みも進めていっていただきたいというふうに思うわけであります。

あと今後のごみ減量化ということで5点目にお伺いしているわけなんです、昨日、これ一昨日だろうというふうに思いますけれども、何かごみというか、エコ活動で市民に対する標語かなんかの募集の記事が載っていたというふうに思いますけれども、九州全域で何かそれを取り組むというような新聞報道があっていたというふうに記憶していますけれども、その関係では何かみやま市で具体的な取り組みをされるのか。ひいて言えば、減量化での一つの取り組みだろうというふうに思いますけれども、何か具体的な市民に対する取り組み、啓発活動をされるなら教えていただきたいというふうに思います。

○議長（壇 康夫君）

坂本環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）

ちょっとこれについては担当係長から答弁させていただきたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

松尾環境衛生係長。

○環境衛生課環境衛生係長（松尾和久君）

議員のお尋ねの件は、まず、マイバッグ運動ということで、九州全域でマイバッグの運動を進めて、レジ袋を削減しようという運動で、その運動と兼ねて、標語の募集がっております。その募集の件を広報でお渡ししておりました。みやま市といたしましては、今現在、大木町と筑後市と3自治体共同でレジ袋の削減運動ということで協力して行っておりますし、今後、きょう答弁もありましたように、行政区の方をお願いしたごみ減量モデル事業とか、今、エコサポーターということで各行政区のほうから1名出ていただいておりますけれども、そのエコサポーターの方とも十分協議しながら、さまざまなごみ減量活動を展開してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

ごみに対する問題意識を高める努力というのは、やっぱりこれはもう並大抵のことではないというふうに思います。やっぱり日ごろの生活する上で、ごみに対する意識づけを家庭でもどうしていくのかというのは最大の問題だろうというふうに思うわけであります。

今後のごみ減量へも十分取り組んでいくというような報告を受けたんですが、ちょっとホームページを見させていただいた分で、みやま市分別収集計画というのも見せていただきました。これについて目標数値を掲げながら取り組みをなさっているというふうに思いますけれども、ここに示されている分であれば、ある程度見込みどおりの基準に達しているのかという点だけをちょっとお伺いしたいというふうに思いますけれども。

○議長（壇 康夫君）

松尾環境衛生係長。

○環境衛生課環境衛生係長（松尾和久君）

ごみ減量の計画につきましては、まず、その計画に基づいて、当然、いろんな運動、ごみ減量は進めておるわけですが、それとあわせて、環境マスタープランというのをつくっております。その中で1人当たりのごみの量を減らしていこうということで積極的に今運動を進めておる中で、広報等でも流しておりますけれども、15年ぶりに燃やすごみの量が1万トンを超えたということで、プラスチックごみの減量の効果とか、各行政区を回りまして、プラスチックごみとあわせて雑紙の回収の訴えをずっとやっていたおかげをもって、1万トンを15年ぶりに切ることができましたので、やっと柳川市と同等ぐらいのごみの1人当たりの量となってきましたから、さらにその動きを市民の皆さんにお訴えをして、さらなる計画の達成を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

計画どおり大分進捗して、先ほど係長の方でも、答弁書にもありますけれども、やはり市民の協力なしにはできない活動といいますか、行政だけが幾ら叫んでも住民が理解した上で進めていかなければならない分だろうというふうに思います。

あと1点だけちょっとお伺いしたいんですが、先ほど平成22年度だったろうというふうに思いますけれども、ごみ焼却費が人口割すれば約9千円程度かかるということでお話を伺ったんですが、これを具体的に縮減する分であれば、ごみの縮減というのはもちろんありますけれども、いわゆるそのごみの処分にかかる費用として委託料、あるいは職員の人件費等は、これについてはある程度固定する分だろうというふうに思います。ただ、それ以外ですね、

努力できる部分については、答弁書にもあるように、炉の修理費とか、薬剤費とか、最終処分場の運搬費等があるというふうに思います。これを具体的に進めていかない限り、ごみの減量にもつながっていかないというふうに思うわけです。ここら辺含めて、先ほど来、るる説明があった中をさらに進めていけば、この努力が実って、やはり焼却費の縮減というのが達成できるのではないかなというふうに思います。

しかし、生活する上では、やはりごみを無視して生活できないというふうに私自身も思っておりまして、ごみの収集については、やはり法律の中でも廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、一般廃棄物の第6条の2には、市町村は一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないということを書いてありますけれども、こう書いてあったにしても、ごみ減量への取り組みというのは至上命題といいますか、生活する上では絶対避けて通れない、やっぱりここは行政と生活する人、市民との間で本当に協働をしながら取り組んでいかなければならない課題だろうというふうに思います。

ちょっと整理をしていただきたいというのは、あとそういった可燃ごみの関係での整合性を持たせる検討、これについていつごろくらいまでに検討をしていただきながら、実施まではどうかなというふうに思いますけれども、よければ、いつごろをめどに取り組みを進められるのかなということをお聞きしたいというふうに思いますけれども。

○議長（壇 康夫君）

坂本環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長。

○環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長（坂本 学君）

なかなか時期の明示というのはちょっとまだわかりませんが、検討をして、そして条例化をして、そして、市民の方に周知して、実際の実施というふうな形になるかと思います。ただ、内部の検討はやっぱりすぐにでも立ち上げて、課内、または庁内でいろいろな御意見をいただきながらというような形になっていくかと思いますが、やっぱりそれについては早急に立ち上げて、準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

3番上津原博君。

○3番（上津原 博君）

これから大変御苦勞が絶えないような課題に取り組んでいただけるというふうに思います。

冒頭申しましたけれども、大江公民館でも出前講座をしていただいて、本当にわかりやすい説明含めて、していただいております。こういった啓発活動もやっぱり今後十分取り組んでいただきたいということと、こういった分を計画的にやっていただきたいということと、あと廃プラスチックの分別収集が始まったときにも、担当課のほうから各行政区に来ていただいて、懇切丁寧にこういった分はこう分けてくださいというような説明もきっちりとしていただいておりますので、そういった取り組みも取り扱いが変わるということであれば、十分行っていただきながら、住民の理解を得るような分と整合性を持たせていただきながら、ごみ縮減に向けて努力をしていただきたいというふうに思います。私もごみ減量についてはやっぱり取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますので、頑張ってくださいというふうに思います。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

それでは、これで上津原博君の質問を終わります。

続きまして、6番川口正宏君、質問を行ってください。

○6番（川口正宏君）（登壇）

皆さん、改めましてこんにちは。議席番号6番川口正宏でございます。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。先ほどの田中議員の質問と重複するところもあるかと思いますが、私も市立小・中学校の再編について質問させていただきます。

みやま市教育委員会においては、少子化対策として、平成19年11月に通学区域検討委員会を設置し、平成20年12月に答申を受け、中学校の弾力的通学区の変更がありました。その中で小学校の少子化対策については、通学区の変更だけでは対応できないため、適正規模、適正配置の教育環境充実のため、根本的な対策が必要との答申を受け、平成21年7月にみやま市市立学校規模適正化検討委員会を立ち上げ、児童・生徒数の減少により、学校間の格差が広がり、特に市内の小学校2校では法的に複式学級を余儀なくされております。そういう中で、教育環境の格差是正のため、適正規模及び適正配置のあり方について、平成22年12月まで1年半かけて慎重に審議されました。その答申を受け、平成23年3月に再編計画案を作成し、住民説明会を開催し、説明会の意見を踏まえ、9月に再編計画を発表し、複式学級の解

消に向けて、第1段階として、飯江、竹海、山川東部、山川南部小学校の4校を統合する計画を実行するため、保護者や地域住民の方への説明会が行われております。

そういう中で、建設場所について、各校区よりそれぞれ違った意見や陳情書が出されているが、その対応が説明不足で不適切だったため、各校区での不安の声が高まっております。そういう中で、先月26日の保護者への説明会で、A案、すなわち市民センター西側の修正案が出され、関係者の間からますます不安と動揺の声が広がっております。このままいけば、計画が頓挫するおそれがあります。

少し長くなりますが、皆さん方は複式学級について十分御存じだと思いますが、あえてここで少し説明したいと思います。

複式学級は法的に2学年合わせて16名以下の場合、1クラスになります。例えば、2年と3年とかですね、3年とか、4年が1クラスになるわけです。そこには先生は1人しかつきません。同じ教室の中で子供たちは黒板を前と後ろに置いて、1人の先生が勉強を教えるわけです。

そういう中で、みやま市においては、本郷小学校は合併当初から、飯江小学校は平成20年度から複式学級が始まっております。そういう中で、平成23年度は2つの小学校とも複式学級が2クラスできまして、全校で4クラスの学校となりました。本郷小学校の場合は、支援学級とかあるために、それと、加配の県からの先生もいらっしゃるし、教頭先生もいらっしゃいましたが、飯江小学校におきましては、全校で4クラスしかないということで、教頭先生の配置がいただけませんでした。教頭先生は本当に先生と校長先生のパイプ役であり、また、地域とのいろいろな折衝、特にPTAの方たちのよきパートナーとして学校運営に頑張ってください立場でございます。その先生がいなかったために、校長先生や一般の先生方は大変な御苦勞をされております。幸いに今年度は支援クラスと5クラスになりましたので、教頭先生をいただいております。

そういう現状の中で、今、4校の統廃合が進められているわけでございます。本当に今一番複式学級を正常な学校とするのは喫緊の課題でございます。この問題に向けて、教育委員会はどのように考えているのか、また、学校編制の基本的な考え方である適正規模、適正配置について、検討委員会の答申が出ているが、その答申の変更事項の理由について明確な説明を求めます。

最後に、先ほども述べましたが、地域住民に対して、このように大きな不安と動揺を与え

たことに対して、今後、どのように対処していくか、具体的にお答えください。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）（登壇）

川口議員の市立小・中学校再編についての御質問にお答えをいたします。かなり先ほど田中議員の御質問にお答えしたものと重複するところもあるかもしれませんが、お許しください。

まず、1点目の複式学級の早期解消についての教育委員会の考え方についてでございますが、議員も御承知のこととは思いますが。複式学級とは公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によって定められておまして、先ほどありましたように、小学校の2つの学年の児童数の合計が16人以下の場合に、その学年を一つの学級とする制度でございます。ただし、小学1年生を含むときは8人以下で複式学級となります。

現在、みやま市内には複式学級を有する学校が飯江小学校、本郷小学校の2校でございます。学校再編計画におきましては、平成26年度から竹海小学校も複式学級を有することとなる見込みでございます。

複式学級の問題点といたしましては、1学級が2つの学年で構成されるため、学習経験だけでなく、生活経験においても1年間の差がある児童と一緒に学校生活を送ることになること、先生は1人であるため、授業時間の中で各学年に指導時間を配分せざるを得なくなり、先生からの直接的な指導を受ける時間が不足する、指導する側の先生も、2学年を同じ時間で教えるため、教材研究や授業準備などが非常に難しくなるなど、教育環境としては最悪の状態であり、何よりも一番に解決すべき課題と考えております。

これに対し、教育委員会では市費を投じまして教員1名を確保し、2学年に2人の先生を配置するといった対策を講じてまいりました。しかしながら、複式学級の抜本的な解消を図るためには、学校再編による小学校の規模適正化しかないと考えております。対症療法的な学校の統廃合では将来にわたって統廃合の繰り返しとなるおそれがあり、子供たちのみならず、保護者、地域にも負担をかけることになりかねません。したがって、教育委員会といたしましては、複式学級の解消と学校規模の適正化はセットで解決していかなければならないと考えております。

次に、2点目のみやま市市立学校規模適正化検討委員会の答申との変更事項の理由について

てでございますが、検討委員会の答申の変更箇所及びその理由につきましては、昨年4月より各校区で開催してまいりました説明会等の中で御説明してまいったところでございます。ここで再度申し上げますと、1点目が、第1グループの飯江小学校、竹海小学校、山川東部小学校、山川南部小学校の統合についてでございます。統合後の小学校は現在の山川東部小学校を活用し、できるだけ早い年度に山川中学校に併設、または隣接して設置するという答申に対しまして、再編計画では、統合校の校舎を山川中学校に併設する、統合校が学区の中心となるとともに、小中一貫教育等に取り組みやすいと変更しております。理由は、先ほど田中議員の一般質問にもお答えいたしましたとおり、統合小学校を一たん山川東部小学校に置き、間を置かず中心部の山川中学校付近に移動するとなると、飯江小学校、竹海小学校、山川南部小学校の児童の負担になること、また、山川東部小学校の施設を改修した上で新たな施設設備をすることになると、かなりの財政負担となることから、市長部局と十分に協議を行い、4校統合が1年おくれとなりますが、一度に統合小学校を山川中学校に併設して、新築することとしたものでございます。

2点目は、第4グループの江浦小学校、開小学校、二川小学校、岩田小学校の統合についてでございます。答申では、第1段階として江浦小学校と開小学校の統合をできるだけ早い時期に行い、第2段階としてその統合小学校と二川小学校、岩田小学校を統合することとされており、統合小学校は区域の中心に新築する方向で検討するとされておりました。再編計画では、4校を一緒に統合し、統合小学校は校区の中央付近に新たな用地取得も含め検討することとしております。変更した理由でございますが、4校ともに当面、全学年1学級を維持できる見込みであること、また、2段階の統合とした場合、統合小学校を2度設置することとなり、非効率となることから変更したものでございます。

3点目に、第5グループの瀬高中学校と東山中学校の統合についてでございますが、統合による通学距離の増大への対応といたしまして、中学校生徒の場合は、年齢的にも一定の体力があること、部活動をする生徒、しない生徒がいることから、スクールバスの運行については当面必要ないと答申されておりました。しかし、東山中学校区域には八女市との境界や筑後市との境界付近の地区もあり、そこからですと、通学距離が8キロメートルにも及ぶため、通学路の安全確保の観点からも統合協議会での検討次第では、スクールバスの運行もできることとしたものです。

以上が検討委員会の答申から変更となった事項とその理由でございます。

次に、3点目の4校統合の今後の対応についてでございますが、教育委員会といたしましては、飯江小学校、竹海小学校、山川東部小学校、山川南部小学校の統合が、再編計画最初の統合であり、可能な限りスムーズに統合できるよう、慎重かつ丁寧に手続を踏みながら進めてまいりました。しかしながら、結果として、関係校区の皆様方に多大な不安や御心配をおかけしておりますことに対し、心よりおわびを申し上げます。

現在、4校の統合小学校の設置場所がなかなか決められない事態となっておりますが、みやま市の子供たちにとってよりよい教育環境を提供できるよう、できるだけ多くの方々の御意見を拝聴し、皆様が納得できるような統合を目指していききたいことには変わりはありません。

建設場所につきましては、早い時点で最終的な結論を出す必要がございますが、いずれにいたしましても、再編計画の推進の中で市民の皆様にご不便を残すことがないように、事態を收拾してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

先ほど複式学級の説明をしましたけれども、改めて当時の教育長であった高野副市長、市長に対しまして、臨時の講師の先生を配置いただきまして本当にありがとうございました。校区民みんな喜んでおります。

それでは、今、教育長のほうから答弁がありましたけれども、当初の計画からかいつまんでちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほど申しましたように、当初、学校規模及び学校配置の基本方針が出ております。その学校配置については通学区の中央付近に設置するのが望ましいと、そして、その中で財政負担とかもあるゆえに、既存の学校施設を有効利用すると。また、基本計画の中では、実施計画の策定に当たっては、計画の内容を地域住民の方に周知徹底する、また、地域住民の方の意見を尊重すると、そういうのが基本になっていると思います。

そういう中で、平成23年3月に計画案が作成され、各校区で説明会が行われております。その中の意見や質問等を9月の計画を立てる時点でどれぐらい採用してあるか、その辺を少しお尋ねしたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

その辺の対応につきましては、学校再編室長であります大津のほうから回答させていただきます。

○学校教育課長兼学校再編推進室長（大津一義君）

再編計画につきましては、9月に教育委員会の中で決定をさせていただきました。今、議員がおっしゃったように、住民説明会の御意見を踏まえて変更をさせていただいた分がございます。先ほど教育長の答弁にありましたように、答申から計画案に変更した分があります。また、計画案からさらに計画を策定する段階で変更した部分がございます。それは先ほど申し上げたとおりでございます。

そして、どういったふうに反映をさせたかということでございますが、基本的には私は昨年の12月の議会の中でも御答弁を申し上げましたが、計画案の住民説明会におきましては、大きな反対意見がございませんでした。そういったことから基本的には計画案を踏襲した形で再編計画を策定したところでございます。このことにつきましては昨年10月の議会の全員協議会でもそのように御報告をいたしました。したがって、多くの御意見はいろんな意見をいただきましたが、基本的には計画案には賛成の御意見をいただいたということで私どもは判断をいたしまして、そのように再編計画も策定をいたしまして、議会に御報告をいたしたとおりでございます。

その後の経過につきましては、12月議会、それから、年を明けての実施基本設計の校舎の位置、それに関係しますいろいろな御意見、先ほどありましたように、住民の方からの御要望、あらゆる御要望がありますけれども、それをめぐっての議会の議員の皆様への報告、御承知のとおりかと思えます。今、そういったことがいろいろと絡みまして、まだ結論が出ていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

再編計画の中では、現在今、建設場所が問題になっておりますけれども、はっきりと山川

中学校の敷地内に建設するとうたっています。また、その中で開校の時期も平成26年度の4月1日開校と。そういう計画ができてから、当初、地域の説明会とかに回られたことは存じておりますけれども、当初の計画にはっきり打ち出してあるやつが、当初はほとんど問題にならなかったわけですね。それで、途中から、2月だったですかね、2月ぐらいから学校の敷地内じゃだめだとか、いろいろな意見が出始めたわけですが、これ私たちもちょっと悪かったんですけれども、計画の中にはっきり中学校の敷地内につくるとうたっているのに、やっぱりそこが十分把握できていなかったと。そういう中で、やっぱり教育委員会が開かれた説明会とか、懇談会の中でも、住民の皆様もその辺が十分認識していなかったのかと思います。

当初は敷地内がA案だったと思いますけれども、西側がB案だったと思いますが、今、A案が西側になっておりますけれども、その西側のグラウンドといいますか、駐車場に今現在使っているところですが、あそこに新しく家屋も2戸、土地を含めて1万4,000平米の学校を建てるということが26日の説明会の中で急に出てきたわけですが、その中ではっきり統合小学校の開校は1年おくれますと。先ほど申しましたように、現在、複式学級で学んでいる学校が2校あるわけですね。検討委員会の答申では、平成25年度までにという答申が出ていたわけですが、1年延ばして平成26年度ということで打ち出しているわけです。そういうのを簡単に1年おくれますよとか出されたことに対して憤りを感じる次第でございます。特に1年おくれます、平成27年度になりますと言っておられますけれども、宅地とか、用地、収用が絡むわけですね。先方の了解がとれなければ、これが1年おくれますが、2年おくれます、3年おくれます、そういう形にならないとも限りません。

それで、A案の修正案をなぜ出されたのかを明確にお答えください。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

建設場所、A案の修正についてお尋ねでございます。

この問題、先ほど大津課長のほうから、本年の2月以降の説明会での話も触れましたけれども、その中で保護者、あるいは地域の皆さんから出た意見といいますのは、中学校グラウンド内における施設の共用という問題ですが、体育館であるとか、グラウンドであるとか、プールであるとか、そういう施設の共用をすることが児童・生徒にとって非常に危険ではな

いかというふうな御意見が噴出したわけでございます。それから、もちろんA案自体もその共用することで市道を渡っていく、そういう交通上の経路の問題など、子供たちの安全・安心という観点から、非常に大きな問題提起をされたわけでございます。

そういうことで、私どもが説明をしてまいりましたのは、子供たちが1年生から中学校3年生までのそういう年齢幅の年齢差のある中で、例えば、グラウンドの利用やプールの使い方、そういう問題については授業時間、要するにぶつからないような授業編成をすることで可能ではないでしょうかというふうな対応も言ってまいりましたし、そういうことでの説明もしてきましたけれども、なかなか御理解をいただけない、そういうこともございまして、最終的、3月議会で本年度の予算執行をめぐって附帯決議をいただいておりますけれども、A案か、市民センター西側の用地に建てるのか、グラウンド内に建てるのかというふうなことでの選択を説明会をしながら、私ども判断をしようとしておったわけでございますが、そのA、Bいずれでもない第3の意見を主張される方が多数いらっしゃったというのがこの間の説明会の状況でございました。

その中でA案の説明の際に、私どもが質問の際に言ってきたことがございます。まず、今言いましたように、施設が市民体育センターの部分についてもなるべくぶつからないような、そういう授業の組み方、それから、プールの改修もしましようというふうな話、あるいは将来的には付近の農地を取得してグラウンド、学校用地として広げるようなことも方法としては可能でございますというふうなことで説明もしてまいりましたけれども、いずれにしても、A、Bの案ではなくて、そのほかの案について、いわゆる反対をされるというふうな状況がございまして、今どういう経過をたどって、この建設場所を決める時期かというふうな理解を深めていただくためにも、ここはひとつ今まで説明会の中で方向性なり、あるいは考え方ということで私ども教育委員会はその説明会の回答の中で判断して表現してまいりましたことを改めて一つの構想として、市民体育センターと、それから先ほどおっしゃられました民家も含めて全体の学校用地として取り込んでいって、A案という形の一つの学校という形を示したほうがいいのではないかという判断でございます。

そういうことで新たなプール建設の問題や、それから、体育センターを学校施設として活用を図っていくというふうなことで、安全・安心という、施設の共用をしないという、分離させるというふうなことで、今回、今日までその話をさせていただいたところでございます。そのことで保護者や、あるいは地域の皆さん方の中にも、少なからず、この案について賛同

を受ける状況まで私は至ってきたのかなというふうに考えております。

ただ、あくまでもまだA案の修正の提案と、それから、B案、学校敷地内という2案の中で最終的に判断をしたいということで説明をしておりますので、用地取得の問題、確かに大きな問題ございますけれども、その選択の後に一生懸命私どもやりたいということで説明もさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

先ほど申しましたように、計画案から計画に打ち出す間に、山川中学校の敷地内に建てることと決めたわけですから、その間に十分議論し、いろいろ検討して、自信を持って計画をつくられたんじゃないかと思います。その計画について、各校区から、先ほど部長が言われたように、陳情書とか、いろいろなあれが出ております。結局、先ほど言われたように、AかBかの二者択一だと教育長が3月議会で申されましたけれども、私たち議員が一番悪いんですけども、建設場所が決まっていないのに、それを建設も議決したということが、結局、みんなから見れば、もう予算があるとやけん、よかごと教育委員会はするでしょうねと、そういう話も出ております。

とにかくこの前の説明会とかを聞いていけば、Aの修正案で方向性が出たかなとみんな誤解しております。言葉ではBも残っておりますという説明がありましたけれども、この前の説明会の帰りに皆さんの話を聞いてみたところ、大半の方が、ああ、教育委員会としてはもうA案の修正したから、これでいきたいんだなという声が聞こえているわけですよ。

そういう中で、やっぱり皆さんも御存じのように、各校区で意見が違っていたわけですよ。特に東部校区あたりはPTAが分解して、空白のときがありました。校長先生から、だれに連絡すれば集まってもらえるか、会長が不在というか、いないということですね、そういう話もお聞きしました。これほどまでに本当に問題が大きくなって、これもう少し時間がたてば、統合自体が必然的におくれてくるわけですね。その辺はどのようにお考えですか。

○議長（壇 康夫君）

答弁どなたがされますか。江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

建設場所の選択によっては、その開校の時期が平成27年4月ということでの説明をさせていただきます。これはA案の修正ですね。ただ、それ以前の説明会でも、市民センター西側駐車場の建設においてはさまざまな行政上の手続の期間が必要ですよということで、おくれる可能性があるというふうなことで説明会では私どもその方向は説明をしてきたところです。

そういうことも踏まえて、全体構想を修正する中では、どうしても平成27年4月におくれてしまうというふうなA案の修正を選択するというのであれば、そういう事態になるということで説明をしているわけでございます。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

今現在、もう関係小学校では平成26年の統合に向けて、2校で修学旅行合同で行ったり、キャンプやったり、それに向かって行動しているわけですよ。学校関係の校長先生たちにしても、2年後の統合に向けてのいろいろな勉強とかですね。もう平成26年度と皆さんが思っているわけです。それで、もう平成26年度と言えば、もう1年半しかないわけですよ。そういう時期にA案、B案、どちらとも判断できない、そういう状況がこのまま続けていけば、先ほど申しましたように、いつになるかわからなくなるわけですよ。そういう中で収拾策として、最初の検討委員会の答申どおり、先ほど東部小学校区を学校の敷地内にするという理由はお聞きしましたけれども、答申どおり東部小学校に何年間かは統合小学校を置くという修正案ですかね、どういう形と言いますかな、修正案と言ってもいいですかね、現在はAとBですから、もうそういうお考えは一切ないんですか。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

現状におきましては、教育委員会事務局、私どもからすれば、今、再編計画に基づいたその進捗が私どもも求められておまして、その今の情勢なり、あるいは今後の情勢の変化でどう対応するかということについては、改めて教育委員会での議論が必要だというふうに考えます。現時点ではまだいずれかで判断をして、その進捗を進めることが最重要課題だというふうに認識しております。

○議長（壇 康夫君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

そしたら、最初、山川中学校の敷地内に建設すると、計画書にはっきり書いてあるわけですね。それで何でその西側にですね。西側になれば、それも変更じゃないですか。それはやっぱり子供の安全・安心のため、あそこに道路が間に通つとる、子供と中学生と小学生が共存できるか、そういう話もいっぱいありました。そういう中で市民センターの西側も上がってきたわけですね。その辺、変更じゃないんですか、もしもそちらになるとすれば。そしてまた、変更案が出ているんじゃないですか。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

いわゆるA案を出していただいたのは12月の議会で、この場で私のほうから山川市民センター西側の土地も建設の場所にしてよろしいかどうかお伺いしまして、議会で御承認をいただいたと、私はそういうふうに記憶をしておりますし、そうじゃなかったかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（壇 康夫君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

その件については、今言われたとおりですけれども、特にその西側というのを委員会の中で私は提案もしました。そして、中学校がだめだったら、西側のグラウンドもあるじゃないかという提案はさせていただきました。ただ、それを軽々しく変えられたわけですね。追加されたわけですよ、場所的にですね。それで、今みたいに各地域でいろいろな意見が混乱している中で、そのまま教育委員会としてぴしゃっと方針を一本にまとめるか、それができないなら、答申どおりの東部小学校に四、五年か、何年か当分置いとって、その間に小中一貫校とか、そういうのも検討した上で、必要ならば、中学校の隣接、または適当な場所を選んで、そこに新しく建てるとか、そういうのも検討する余地があるんじゃないかと思いますが、その辺のお考えはいかがですか。

○議長（壇 康夫君）

答弁をお願いします。藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

先ほどもお答えしたと思いますけれども、現在、4校の統合小学校の設置場所がなかなか決められない事態となっておりますのは、3月の議会における附帯決議、予算の執行における附帯決議、これを尊重したいということで私どももう何度も何度も住民の方々、あるいはPTAの方々の御理解を得るために説明会を開いてまいりました。その都度、大体同じ方が反対の立場で言われますので、今、議員がおっしゃった東部小学校に一たん集めたらどうかという御意見もその中にございます。しかしながら、私どもといたしましては、東部小学校に統合校を一たん持っていった場合につきましては、先ほども御説明しましたように、2段階にわたって統合小学校をつくることに結果としてなるのではないかと。非常に経費的にも計画と違いまして、より大きな経費がかかるということもあります。

それから、やはり何と云っても、子供たちにとってよりよい教育環境、これができるよとということ私どもはこの統合計画を進めているわけでございます、その点から見ましても、今、議員の御提案の件につきましては、現在のところ、委員会としては是とする、あるいは考えに入れるということではございません。

しかしながら、御提案でございますので、それも含めまして、早速、教育委員会のほうに持ち帰りまして、そういう議員から御指摘があったということは私のほうで教育委員会のほうに持ち帰りたと思っております。

○議長（壇 康夫君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

そういうことでしたら、とにかく先日の委員会で申しましたように、
—————
————— [発 言 取 り 消 し] —————

先ほど申しましたように、とにかく小学校の環境ですね。前回は申し上げましたけれども、親が年老いたから、子供を連れて帰ってくると。そうしたところが、学校が複式学級でこういう学校に子供をやれないということで中止した人もおります。ある方は近所の方とか、身内を呼んで、帰ってくるからということで御披露までした中で断念した人もおります。それに子供が今ちょうど平成26年度に小学校に上がるからといって帰ってきている人もおります。そういう方の希望をみじんに打ち砕かないような施策を行ってほしいと思います。

もう1問残っておりますので、ここで教育部への質問を終わりますけれども、先ほどの件

は十分検討していただきたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

2問目行きます前に、ちょっとここで確認、川口議員のほうにしたいんですけど、先ほど発言の中で、委員会としてまとめて教育委員会に出すという話を断言していただきましたけど、委員会でまだその協議もされていませんし、議会でしていませんけど、その部分だけ訂正していただければと思いますけど、いいですか。（「一応委員会で話だけはちらっとして……ですね」と呼ぶ者あり）だから、決定していないのをあたかも出すような発言をされたので。

○6番（川口正宏君）続

あ、そしたら、取り消します。

○議長（壇 康夫君）

いいですか。

じゃ、2問目へ行ってください。

○6番（川口正宏君）（登壇）

それでは、2問目の市長の政治姿勢について質問させていただきます。

最近、市民の間で市長の軽はずみな言動によっていろいろな憶測や戸惑いが広がっております。特にヨコクラ病院への高田支所の譲渡や高田支所の新築問題、また、今回の学校再編問題等、いろいろなことに対して各方面から、市長がこう言うたが、ほんなごつかいと、いろいろ真偽を問われることがあります。私たちとしては返答に窮しております。

首長である市長の発言は、政策や施策の執行権者の発言であり、一般市民だけでなく、学校現場や事務事業を遂行する職員にも動揺を与えております。公的場所と私的な場所での言動は、場所をわきまえた発言をすべきだと思います。特に今回は、学校の再編問題で陳情者や要望者に対して、東部が反対なら東部を外して、残りの3校を統合したらいいじゃないかとか、あなたたちが納得するまで判は押さないなどですね、市長の言動が住民の間で大きな波紋を広げております。

そこで、市長の教育行政に関する一連の発言に対して、どのように考えておられるかお答えください。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

私の軽はずみな発言により、大変混乱をしているということでございますが、私はそのような覚えは全くありません。いつ軽はずみな発言をしたのか教えていただきたいと思います。どういふことをどんなふうにしたのか。

学校については、今、申し上げましたように、東部の中尾区からは、もう自分たちは学校編成にはかたまりませんと、もうそこに来たくないというような決議が来るわけです。そうした場合は、そんなら仕方がないですね、そんなやったら外してしなければ仕方がないですねと言うのは当たり前です。それから、九折からは東部小学校につくりなさい、上町からは東部小学校につくりなさい、こういう勝手な——勝手というか、自分たちのいいように来られるにはどう対応したらいいかわからないんですよ。

それで、あなたは今、教育委員会の悪いこと言いよるのばかりおっしゃったけれど、教育委員会は一生懸命やっているんですよ。ある議員がビラまいて、ずらっと悪いこと、ずらっと悪いことばかり宣伝されるからですね、むしろ、その方が混乱をさせたとは私は思いますよ。何も教育委員会が混乱をさせたんじゃないんですよ。

そして、大体、平成26年にせやんと、あなたおっしゃるけど、今のままではされませんよ。みんな意見がばらばらですから。これしたら大ごとですよ。だから、みんな一応意見が統一するまで待たなければ、時間の問題じゃないです。これは必ず今、決断したら大ごとになります。それで、時間をかけてじっくり、できるだけ皆さん方が納得するように今から説得しようじゃないかと、こういうことでやっているんです。もうビラをまいて、本当に悪いことばかり宣伝しているんですよ。これじゃ、みんなやっぱり動揺しますよ。動揺させたのはみんなあの議員ですよ、名前言わんけど。そうじゃないですか。何も教育委員会が動揺させたんじゃないんですよ。

ヨコクラ病院の問題はあくまでも私はずっと一貫して売却しますと。何もいろいろ言ったわけじゃないです。あなたが勝手に軽はずみな言動とかというのは非常に心外です。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

先ほど市長が九折の人がどげんだった、上町がどげんやったと、そういう陳情なり、あれ

が来た場合は、市長がその場で答える必要はないわけですよ。教育部局とも打ち合わせてということで、その場で市長が即答する問題じゃないわけですよ、学校の問題ですから。そうでしょう。私はそう思いますけどですね。それで、市長がもう3校だけで統合すりゃよかやつかと言われたと。そういうのがもう市長が言うたら、そうなるって住民の皆さんは思うわけですよ。（「じゃ、そういう陳情はしないでください」と呼ぶ者あり）私はしていません。そういうことで、それと、先ほど申しましたように、もう私が判ば押さんけんとかです、そういうのが私に言わせると、軽はずみな言動ということでございます。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

私は全く軽はずみと思っております。議会で住民の理解を得るまではつくってできないという附帯決議をいただいているのだから、当然、住民の理解を得るまで私は判を押しませんよと言うのは当たり前じゃないですか。それから、中尾区は自分のところは外してくれと言われたんだから、そういう方法もありますねと言うのは当たり前じゃないですか。黙って受け取って、はい、わかりましたと言うたら、みんな、私がわかりましたと言ったら、これはみんなそうするんじゃないかと思うから、ちゃんとした答えをするのは、市長が答えてできないというのは、そういうことはないですよ。市長は全部答えますよ。あなたから答えてでけんとか言われる私はあれはないです。私はあくまでも自分の政策を皆さんにきちっと。だから、中尾区では自分たちはかたらないとおっしゃっているんだから、かたらないと言うなら、かたらない方法もありますねと言うのは当たり前じゃないですか。

それから、附帯決議でちゃんと住民の理解を得るまでつくってできないと、判を押しさないというのは当たり前じゃないですか。押しますよと言っていいですか。できんでしょうもん。

○議長（壇 康夫君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

押しませんというのはわかるんですけども、その後に、判ば預けとったっちゃよかですよという言葉があったということです、言ったままでございます。

時間がもうありませんので、これで終わらせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

答弁はよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、これで6番川口正宏君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時00分 休憩

午後3時17分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

続けて一般質問を行っていきたいと思います。11番内野英則君。一般質問をお願いします。

○11番（内野英則君）（登壇）

皆さんこんにちは。11番議員、内野英則でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回は、公共の施設、特にまいピア高田の管理運営についてお伺いするものであります。

第1次みやま市総合計画の将来像、「人、水、緑が光り輝き夢ふくらむまちづくり」の第5章で、「豊かなところを育むまちづくり」があります。そこには、教育、文化、芸術、スポーツの推進を掲げてあります。また、その基本方針として、みやま市の未来を担う人づくりのため、生きる力をはぐくむとともに、さまざまな交流や生涯学習のための環境づくり、さらには、みやま市の個性ある伝統・文化等を通して、郷土を誇りに思う心づくりを推進することを掲げてあります。

私は、みやま市の将来像「人、水、緑が光り輝き夢ふくらむまちづくり」の第一歩は、みやま市民の豊かな心をはぐくむまちづくりではないかと思っております。

みやま市においては、この豊かな心をはぐくむ場所、あるいは施設として、市民が利用できるさまざまな公共施設があります。まいピア高田もその一つであります。特に、まいピア高田の場合には、公民館施設、多目的ホール、さらには図書館といった複合した施設でありますので、それぞれの施設の目的に従って運用されていると思いますが、利用者の視点からすれば、まいピア高田そのものが一体の施設であり、その相乗的効果によって、よりよい利用が図られていると思っております。また、高田地区においては、旧高田町役場に対する住民の親愛の度合いからすれば、現在の高田支所は極めて事務的な一つの部署としか感じることはできません。特に合併前の高田町役場のような住民の心のよりどころというようにはいえないと思っております。それに対して、現在のまいピア高田は、みやま市民の施設であり

ますが、高田地区の住民の集いの場でもあると考えます。

そのようなことから、まいピア高田は、心の触れ合う温かみのある施設として運営されていくことが市民の願いでもあると思います。しかしながら、現在の運営の状況は民間の業者に委託された業務により、断片的に非常勤職員のみで運営されているのが現状ではないでしょうか。運営に当たっては、その運営マニュアルに従って、最低限、利用者の安心・安全にこたえることはできていると思いますが、市職員が常駐しながら運営されていたときとの差があるように私は感じてなりません。

そこで、お尋ねいたします。公的な施設の運営管理を民間に委託して早くも1年が経過いたしました。どんなことについても改変の後には検証して必要に応じて改善をしていくことが大切であると考えますが、その後、検証されたのか。検証されたとするならば、どのような結果になっているのかをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）（登壇）

内野議員のまいピア高田の管理運営についての御質問にお答えいたします。

まいピア高田の管理につきましては、平成22年度までは市の正規職員2名を配置しまして、月曜日から金曜日の平日8時30分から17時まで、社会教育業務と兼務する形で施設管理を行ってきたところでございます。

平成23年度からは、みやま市行政改革による公共施設管理の見直しなどによって、正規職員2名をまいピア高田から引き揚げることとし、その管理業務につきましては、民間企業に委託することといたしました。

教育委員会といたしましては、業務委託による利用者へのサービス低下を招かないよう管理人との連絡調整を密にし、また、受託者に対しましては、業務内容を徹底するとともに、管理人に対する接遇等の研修指導を実施してきたところでございます。

現在、1年が経過しました。具体的な検証までには至っておりませんが、一部に課題は残っているものと存じているところでございます。

議員御指摘の市職員が常駐しながら運営していたときとの差があるように感じる。この点につきましては、一般の利用者の中にも感じておられる方が少なからずいらっしゃるものと思います。今後もより一層の市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、本年4月より、これまで昼間と夜間の管理業者が違っていたものを一つの業者に統一し、期間も複数年の長期契約といたします。このことにより、行政からの指示伝達が速やかに反映されるとともに、優秀な人材が安定的に確保できるものと考えます。

また、管理人2人のうちの1名を業務責任者と位置づけまして、自覚を持って業務に当たっていただき、これらのことがサービス向上につながるものと確信しております。

さらには、まいピア高田に限らず、教育委員会で所管する各施設の管理業者に対しまして、社員教育や社員研修、管理や指導などについて具体的方策を明文化し、徹底を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

ただいま教育長のほうから、1年を経過したが本格的な検証はまだしていないと、ただ、一部に問題は残っておるといようなことをひとつ感じてあるということでございます。

本当に1年過ぎて、ある程度はそこら辺の検証をするというのがですね、一つの変えた後の検証としてはもう1年過ぎたわけですので、そういうようなことをして把握すると、していただきたいと、本当に残念に思うところでございます。

なぜ今回このような質問をするかということでございます。ちょっと話は長くなりますけれども、ちょっと話を聞いてください。

実は、ある市民の方から、まいピア高田の展示用のケースがほとんど使われていない。もったいないので竹細工を展示したいが、展示されないかとまいピア高田のほうに行かれたそうです。窓口の対応は、私ではわからないので市役所のほうに行ってくださいということのようでした。展示を思い立たれた方は、市役所までわざわざ行って何ば展示せんなんかいというような、逆に感情的に思われたそうです。そういうことで、私にそういうようなことを言ってこられたわけですので、私としては、担当部署は社会教育課かなと思って、その旨を社会教育課のほうの、一応課長のほうがちょうどあるところで会って、そういう旨をちょっと話したんですよ。そうしたところが、課長は、ああ、これは総務の施設係のほうの担当ですということで、ちょっと場所が庁舎内ではございませんでしたので、そんなら課長のほうから施設係のほうに言うておきますという答弁を私にいただきました。それで、二、三日後に

なつたと思います。その後どげんなつとつとかなということで施設係の課長補佐のほうに、こういうような格好で課長のほうから連絡があつたらんかいというふうなことで問い合わせをしたところ、いや、ちょっとまだそれは聞いておりませんと。一応私もそういうふうな住民の方から申し出があつておると、今まで全然使っていないからというふうなことで状況を話したところが、今度は社会教育のほうと協議をさせていただきますというふうな答弁が返ってきたわけですよ。それで私は、そのときも課長のほうにも言ったんですけど、使っていないなら使わせてもようはなにかいと、そして、協議はその後でもいいんじゃないかというふうなところまで話をして、それこそまた、何日か待つておりました。そして、その後、電話で、貸してもよかですよというふうな連絡をもらつて、しかし、ちょっと使用規定をつくらにゃいかんから、ちょっと二、三日待つてくれんですかというふうな答弁をまたいただきました。それで二、三日ということですので、私もいつ連絡があるのかなというふうな感じで待つてたんですけども、連絡があつたのは1週間後ですよ。どうぞ使用願の書類をまいピア高田のほうに届けておりますので、どうぞ使つてくださいというふうな意味やつたろうと思いますので、その展示をしたいという方にその旨を伝えたんですね。それがもう私に相談があつてから、もう20日ぐらい期間があつたし、もうそげんしてまで展示せんだつちやよかばいというふうなことで言われました。いや、もうせつかくこげんして展示もしていいということでもありますので、展示せんですかというふうなことで無理にお願いをして、その方はその翌日にそういうふうな竹細工を持って、1人だと行かれんやつたから、また相談して行かれたそうです。そしたら今度は、その使用願の許可が出るまで待つてくださいとまた窓口で言われたそうです。そのままそれを持って帰られたということですね。

そういうふうないきさつの中で、もうその方はもうかんかんですたいね。そういうふうな状況であります。そういうことで、今回このような質問をしよるわけですけども、そういう流れの中で教育長は、今の私が説明した中ではどういふような感じをとられたのか、ちょっとお聞きをさせていただきたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

今、内野議員がおっしゃつたことは、全く私初耳でございまして、大変申しわけございません。そういうことであつたということすら知らなかつたというのが、私が教育長として非

常に不勝手でございます、つきましては、今お聞きしましたことを踏まえまして、十分に職員の指導監督もやっていきたいと思っております。

今度の件に、今おっしゃった件につきましては、私のほうから陳謝させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

一応ですね、いろいろな今のやりとりというのは問題が幾つもあると思いますよ。窓口の問題、また職員の、また私に対する対応の仕方とかですね、そこんにはまた検討していただきたいと思っております。

そこで、まいピア高田の管理運営についていろんな問題があると思っておりますので、質問をこれからさせていただきたいと思っております。

それで、まず1点目であります。

これは先ほどの話の件であります。まいピア高田の施設内には、立派な展示用のケースが4カ所あります。教育長はその設置されているのは御存じですか、ちょっとお尋ねします。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

具体的に何が設置してあるかというのは、今のところ頭に浮かびませんが、設置場所については十分に承知しております。

○議長（壇 康夫君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

設置場所は御存じということですね。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

はい、存じております。

○議長（壇 康夫君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

この立派な展示ケースがですね、この1年間全く使用されたことがないと聞きました。私もまいピア高田のほうに行って、管理人さんにも言って、まず私も展示ケースが4カ所ちやちよっと知りませんでしたけれども、どこどこがありますかと確認した中では、管理人さんの話では、私はいっちょもそこの展示ケースをあけたことはないということでございますので、なぜこのせっかく展示ケースがあるのに、利用をされないのか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

今の御質問の件につきましては、担当者より答弁させていただきます。

○議長（壇 康夫君）

平木社会教育課長。

○社会教育課長（平木啓喜君）

先ほどお尋ねのまいピア高田の展示棚の問題でございますけれども、以前は、1階と2階の展示棚のほうに展示品があったそうですけれども、これが文化財とか資料の専用の展示棚ではございませんで、いわゆる棚の外側にガラス戸が引いてあるだけの展示棚でございます。ところが、この展示棚に長期間展示をしておきますと、特に1階の場合は紫外線の影響で日焼けをしてしまうという問題が生じているところでございます。それで、陶器とか磁器類の文化財、それから貴重品等の展示につきましては、一定の期間は大丈夫なのでございますが、紙類とか、そういったものについては長期間の展示は不適というところで、現在のところ1階は特に展示物がないという状況でございます。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

今、課長のほうから何か色があせるから展示をしとらんと、それは極端な理由にはなりませんよ。まだいろいろ、それはそういうような色があせる、そういうような文化財もあるか

もわかりませんが、ほかにいろいろな展示物というのはみやま市の文化財の中にもあると思います。そして、それをずっと飾りっ放しじゃなくて、1カ月、2カ月でいろいろかえて、そして、住民の皆さんにも、こういうような文化財がありますよというような格好で陳列すれば、非常にすばらしい雰囲気も出てくるですよ。

実際私も今度のこの竹細工の関係で、きのうおとといぐらいに展示をされてあります。それで見に行ったら、すばらしい雰囲気が出てきておりますよ。そういうようなことで、まずは展示的にはみやま市の文化財、そういうようなものも基本的に展示をすると。それからまた、そういう空間が、合い中があげば、一般の市民の方に、こういうような展示場があります、展示をしてみませんかというふうな、そういうような対策もあろうと思いますので、そういうような考えはないか、確認をさせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

平木社会教育課長。

○社会教育課長（平木啓喜君）

全く議員のおっしゃるとおりでございます。今後は積極的にPRを重ねて、市民の皆様のそういった品物を展示できるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

私からこういうような指摘をされる前に、これは一つのまいピア高田の立派な施設ですよ。住民の方もいっぱい私にもそういうような、あそこはちょっと展示されんやっかいというような声も聞こえるわけですよ。そういうような格好でひとつぜひ、もう今も1点は展示をされておりますので、そういうふうな住民の皆さんに展示をされるような、そういうふうな広報をして、よりエントランスホールが雰囲気をつくるような努力をしていただきたいと思います。ぜひお願いいたします。

それから2点目、施設周辺の管理であります。

まいピア高田の場合には、建物と駐車場と緑地部分が十分にとってあり、ゆとりのある施設であります。しかし、緑地部が多いということは管理の面から、除草、剪定等が必要になってきます。ところで、その作業は年に2回程度しか実施されていないと聞いています。特

に除草作業については年2回程度の実施では雑草が生い茂って、見苦しい状態になるのは目に見えています。例えば、水田のあぜ草も年に四、五回程度は草刈りをします。特にまいピア高田の場合は人が集まってくる場所であります。どのように考えてあるのかをお尋ねいたします。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

本年7月からの管理体制については、教育長の答弁で昼間と夜間の管理業者が違っていたものを一本化するということで、丁寧な市民サービスに努めたいというふうなことで回答させていただきましたけれども、その管理業務について、その2名の配置の部分で、現状では除草作業については年2回ということで対応しておりますけれども、その管理業務に常に2名必要かどうかというところと、それから施設管理という側面から、そういう——これはまいピア高田に限らずでございます。梅雨前になりますと草が伸び放題というふうな状況が散見されるわけございまして、その対応については、その業務内容の契約書の中でひとつ整理ができないものか検討をしたいというふうに考えております。できるだけ皆さん方には迷惑をかけないような維持管理に努めるような形で対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

今、教育長部長が言われたとおり、一応今のところは窓口業務というような格好で2名程度の配置の中で基本的には窓口の受け付けとか、そういうような体制だろうと思います。その方たちにも本当ちょっとした時間でも、ちょっと玄関口、周辺ぐらいの草取りとか、そういうようなやつも契約の仕方ではできると思うし、それはもう2階のシルバーさんでしていただくとも予算化されておりますから、せめてやっぱりある程度草が伸ばん程度の中でせんと、本当に見苦しい状態になると思いますので。なおかつ、予算がどうこうという格好でのボランティア的なことでも呼びかけてすれば、そういうようなきれいな緑地帯が維持できるんじゃないかなというふうな考えも私は持っておりますので、いろいろ知恵を出して、まず見苦しい状態にならないような緑地帯に管理をしていただきたいと、そうお願いをしておきます。

それから3点目、これはエントランスホールの活用についてであります。このホールは、スペースの広さ並びに設備とも十分な場所であります。今まで水墨画、ポスター展とかミニコンサートなどに利用されたことはありますが、利用の頻度は極めて低いものではないでしょうか。特に何の目的もなく来館した場合、楽しめる展示やコンサートなどが企画されていれば、来館者にとっては魅力的な市民の憩いの場となり得るのではないのでしょうか。

公民館等の利用のための来館、多目的ホール利用のための来館、図書館利用のための来館、またはその目的以外の時間に楽しめる空間がエントランスホールと思いますが、現在の状況は、必要のない人は出ていけというようなひんやりとした雰囲気には見えません。来館者に潤いを与えるような空間であるべきと思います。市民の皆さんが何もないからまいピア高田でものぞいてみようかといった憩いの場になれば理想的であります。そのような計画があるのかお尋ねいたします。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

エントランスホールでの活用のお話をいただきましたけれども、現在、残念ながらそういう計画は持ち合わせておりません。

御指摘のとおり、潤いを与える空間、市民の皆さん方に活用できるような空間づくりのためにも、御指摘の内容も含めて今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（壇 康夫君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

ぜひですね、あのスペース十分ありますから、ひとつ計画をして、まいピア高田でものぞいてみようかというふうな雰囲気づくりをひとつつくっていただきたいと思います。

それから、あそこには喫茶ができるような設備もあるとですよ。あれもつくったばかりで、あれも何かの活用をして、あそこでちょっとお茶を飲んでみようかというようなことになれば、またまいピア高田に来られる方はふえてくるかもわからんと思いますので、そういうような、せっかく立派な施設がありますので、そういうような計画もぜひしていただきたいと思います。

それから、4点目であります。利用拡大のため、まいピア高田イベント情報の発信並びに

利用団体への支援についてお伺いいたします。

地域では、少子・高齢化の中で、いきいきサロンやふれあいネットワークなど取り組みがなされて、地域交流センターとして、まいピア高田は大きな役割を担っていると思います。市の施設であるという見地から、一地区にこだわった運営を考えるのは町から市へという広域に展開するという市の形態づくりに逆行すると思われるかもしれませんが、山川地区、瀬高地区にもそれぞれ見合った施設を持っています。まいピア高田がみやま市全体の利用とともに高田地区の文化発信を果たす目的もあると思います。

そこで、このホールのイベント情報を発信していくことが市民への交流センターとしての役割を果たすことになるのではないかと考えます。特に、市の行事については広報みやまによって案内されていますが、多目的ホールの他の団体の催し物については開催する団体のポスターなどのみで、地域に余り伝わっていないのが現状であります。すばらしい催しが行われているにもかかわらず、入場者は意外に少ないのではないのでしょうか。また、まいピア高田で開催される演奏会や講演会でありながら、まいピア高田の窓口でのチケットの取り扱いも行っていないのが現状であります。積極的に利用団体の支援を行う必要があるのではないかと考えますが、その考えをお聞かせください。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

現在の多目的ホールの広報体制については御指摘のとおりでございます。いわゆる主催者の了解が取れるもの、それから、参加がフリーに募集をされるものとか、そういう種類のイベントなどについては、市の広報とかで広く皆さん方に広報する、3カ所ございます。まいピア高田、山川市民センター、瀬高公民館とですね、ホールはそれぞれございますけれども、そういう部分の情報もつかみながら、主催者との兼ね合いもあるかと思っておりますけれども、そういうふうな対応ができるか、そこは検討してまいりたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

それは当然主催者のほうの了解を取らにやいかんと思っておりますけれども、まずチケットとかも売って集客をするイベントとかあるですね。そういうようなやつを、まいピア高田さん行

ってもそんなつは取り扱いをしていないわけです、今のところですね。そういうようなやつはやっぱり率先して窓口でどんくらいか預かりますよとか、そういうようなやつもそちらのほうからも働きをかけてしていただきたい。そこら辺のチケットの扱いとかなんかというのは今まではどのような部分で扱っていないのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

施設の運用について、そういうことが可能かどうか、まず検討、その販売、買券、そこは施設の性格上、可能かどうかというところからまず議論が必要なのかなというふうに考えますので、まず研究させていただきたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

ひとつ研究をしてください。実際、大牟田文化ホールとかなんか、そういうようなチケットを扱っておるといふようなこともちょっと聞きますから、当然扱っていいんじゃないかなという考えを私は持っておりますが。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

筑後市のサザンクス、それから大牟田文化ホールですね、ここでの指定管理者制度の導入なり、それから、その指定管理者が主催事業としてさまざまなコンサート、あるいは観劇など取り組む場合がございます。それから、そもそもの施設の性格ですね、ここがキーになるのかなというふうに考えますので、まいピア高田やほかの他の2施設がそういうことが可能かどうかも含めて、議員指摘のとおり、研究したいというふうに思います。

以上です。

○議長（壇 康夫君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

私はですね、やっぱり市民の皆さんが利用しやすいような体制をつくってくださいという

ようなことですので、もしそういうようなことがあれば、やっぱりそういうような体制をとっていただきたいというふうなことでございます。

まだまだちょっとこのまいピア高田の運営についてはお尋ねするものもありますけど、余りしつこくなりますので、これで終わらせていただきたいと思いますが、私から一つの提案であります。まいピア高田センターの責任者を置いたらどうですか。それから、まいピア高田運営協議会——これはあくまでも仮称でありますけど、まいピア高田の運営に関する協議機関として設置をしたらどうですかという、この2点についてお伺いいたします。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

それぞれ公民館としての公民館運営審議会、それから公民館長ということでの人的配置を今しているところでございます。

個別の責任者、責任者は今回7月以降、管理運営についての対応は一応させていただきますけれども、議員指摘の部分は、その運営からほかの面も含めての責任者という位置づけだろうと思いますけれども、そういう部分、それから個別の協議会が必要かどうかも含めて今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（壇 康夫君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

検討していただくということですが、私が言いよるのは、先ほどの質問の中でも、まいピア高田の窓口に行ってどこに相談していいかわからないような、今の教育部の中でも、施設係か社会教育係か、その中でもなすり合いというか、スムーズにいかん部分があるから、私はそこんにきをぴしっとまいピア高田の場合にはどこが、極端には、それはもう施設係がある程度のやつはいいですよということであれば、それでもいいと思いますけれども、どこが責任かというような部分が今の状態では何かわからないような感じをしますので、そういうような部分を言ったわけでございます。

それから、今のまいピア高田の管理運営というのも、まいピア高田だけでもいろいろな図書館があり、公民館があり、多目的ホールがある。そこで働く中でどう活性化をしていくかというふうなやつは必要だろうと思うとですよ。今の状態では、ただ、利用される人を受け

付けする、そういうような考えぐらいしか私はないように感じるわけですね。そこで、そこにきの、まいピア高田の活性化を図るためにそういうような協議会を設けたらどうかというようにことでお尋ねをしよるわけですので、それは公民館の運営審議会というのはみやま市にもありますけれども、それはあくまでも公民館の大まかな方向をするだけですから、公民館の施設を有効活用どうこうという部分じゃございませんので、私が今しよるのは、そういうようなせつかくの立派なまいピア高田という施設がありますので、それを有効に活用するための審議会を設けたらどうかということで提案をしよるわけでございます。

○議長（壇 康夫君）

答弁要りますか。（「もう検討するということですかね」と呼ぶ者あり）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

まいピア高田の施設管理の責任というところでいいますと、教育委員会事務局、教育総務課の施設係が本年から担当をしているということで、当初御説明がございました、いろんな行き違いがあった部分については事務の受け渡しが十分行き届いていなかったということでおわびしたいと思います。

それから、協議会の設置については、先ほど申しましたように、今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（壇 康夫君）

11番内野英則君。

○11番（内野英則君）

ひとつよろしく検討をしていただきたいと思います。

最後に、市民の財政面から経費の削減に努めることは大切であります。しかし、コスト、コストという経費のこのみで運営されるならば、実務に当たる現場の受託業者もコスト、コストということになりかねないと思います。悪い言葉で言えば、利用者が少ないほど仕事は楽だということでもあります。経費を抑えながらも有効な運営が必要であります。要は、まいピア高田の意義を理解して献身的に努力することです。仏つくって魂入れずにならないような雰囲気をつくっていくことが大切であると思います。

最後に、民間移行から1年を機に、管理運営等に関してさらなる検証をしていただくことを申し述べ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（壇 康夫君）

それでは、続けて一般質問を行っていきたいと思います。17番牛嶋利三君。一般質問をお願いいたします。

○17番（牛嶋利三君）（登壇）

議席番号17番、牛嶋でございます。議長経験者ということで一般質問はいかがなものかと随分迷いましたけれども、通告をしておりました2点についてお尋ねをいたしたいと思えます。

まず、教育行政各般についてということで通告をしておりますけれども、このことは、先ほどより田中議員、そしてまた川口議員、前者2名が質問をしておられます。重複する点がたくさんあるかと思えますけれども、よろしく願いをしておきたいと思えます。

まず1番でございますけれども、私どもみやま市議会は、3月の第1回市議会定例会におきまして、議案第28号の中で、きょうも随分問題となっておりますけれども、市立小・中学校の再編計画に基づく飯江小学校、竹海小学校、そして山川の東・南部小学校、この4校の統合建設費を盛り込んだ平成24年度の一般会計予算案を、御案内のとおり、建設場所については児童・生徒の安全性及び充実した教育環境の確保を十分考慮し決定することとし、予算の執行に当たっては地域住民への十分な説明を行うとともに、理解を得た上で建設の施行をしていくことというような附帯付きの決議をしております。

本市では、現在15校の小学校では少子化等による児童・生徒の人数が著しく減少をし、市内全校で10クラスに満たない学校も多く、既に2校で複式学級を抱えている現状でございます。

このようなことから、みやま市立学校通学区検討委員会、さらには学校規模適正化検討委員会におきまして、適正規模や適正配置を協議検討されて、現在の案が答申をされたところでございます。

まずはこの4校を統合し、平成24年の開校に向けた計画を進めていただいたところでございますけれども、地域住民や保護者などから、異常と言っても決して過言ではないぐらい多くの陳情書や要望書が提出をされたところでございます。

複式学級の解消を初め、教育環境の充実など、児童・生徒が安全で安心に伸び伸びと育つ学校建設に向けた課題解決を願う提出者からのですね、本当に切実な願いが見えてくるようでございます。

賛否両論ある中ではございますけれども、100%の理解を得ることは大変不可能なことかもしれません。しかし、本市の小学校、この再編計画の基本でもございます複式学級の解消、そしてまた、教育環境の充実整備は避けて通れない喫緊の課題でございます。

計画を実現するには、教育長を先頭に、誠意と信念を持って取り組んでいただく、そのような姿勢を示していただきたいと思っております。

今までいろいろな場所で数多くの説明会を実施していただいております。その説明会の回を重ねるほど、先ほども申し上げましたとおり、多くの御父兄、あるいは地域住民から陳情書や要望書、ちなみに12件提出をされているところでございます。

そこで、いま一度地域住民や保護者からの賛否を含めた意見や陳情書の内容を精査していただくことで暗礁に乗り上げた格好の事態が少しでも解決されまして、新しい計画も含めた計画の実行と実現を迎えるのではないかとというふうに考えておるところでございます。

大変混迷をしている現状での今後の対応について、まず、具体的事項①として、統合小学校建設についての場所、そして、用地取得、開校の時期等お尋ねをするものでございます。

それから、続いて2点目でございますけれども、具体的事項の②ですね、教育行政トップである教育長の職務態度についてというようなことでお尋ねをしておりますけれども、これは、ネズミの嫁入りではございませんけれども、このような質問は、本当に皆さんがこういった質問を嫌がります。そこで、だれかが鈴をつけなきゃいかんというようなことで、結果的に私が鈴を握るといような形になっております。

私ども議員は、市民の代表でありますとともに、また代弁者でもあるわけですね。そこで、質問の前にちょっと教育長にはお願いをしておきたいと思っておりますけれども、先ほどから田中議員、そしてまた、川口議員の質問の際にも、ちょっとむっとしたような顔が見えたかなというふうに考えたところでございます。

先ほどの川口議員ですか、の質問のときにも、西原市長ですね、随分火つきが早うございましたけれども、私も火つきはもっと早いほうでございまして、着火練炭や瞬間湯沸かし器ぐらいではないぐらい火つきが早うございます。また、考え方も答弁次第によっては日が変わり定食のようにぱっぱと変わることもございますので、その辺十分御理解いただきながらの御答弁をいただけるものだというふうに思って質問をさせていただきたいと思っております。

まず、4小学校統合校の問題でございますけれども、このことにつきましては、もう随分

前者からも質問が出ておりますけれども、ましてや、あしたは8番議員からも質問が通告されております。そのくらい重要かつ問題がある部分であるというふうに思っております。

せんだっての6月7日、私ども総務文教委員会において、上津原議員からでしたかね、現在の混迷している状況下にあつて、その原因は何だというふうに指せられた経緯があると思います。

私が聞いている一因にはいろんな部分があるようでございますので、そのことも含めてお尋ねをしたいと思っておりますので、よろしく御答弁のほどお願いしておきたいと思っております。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）（登壇）

ただいま牛嶋議員の教育行政各般についてという御質問についてでございますが、答弁書を今渡したと思っておりますが、御質問の趣旨を私よく理解していなかったもので、途中はちょっと割愛させていただきたいと思っておりますので、おことわりしておきます。

まず1点目でございますが、統合小学校建設の場所、用地取得、開校時期等についてでございますが、御承知のとおり、再編計画の第1グループであります飯江小学校、竹海小学校、山川東部小学校、山川南部小学校の統合小学校につきましては、その設置場所を山川中学校敷地内に建設する案と山川市民センター西側駐車場に建設する案のいずれかとし、地域住民への十分な説明と理解を得た上で計画を進めることを平成24年度一般会計予算議決に当たつての附帯決議として御決議をいただきました。

そこで、今日まで4校のPTAの皆様や地域の皆様を対象とした説明会を開催いたしました。建設場所、A案、B案。A案というのは、山川センター西側でございます。B案は、山川中学校の敷地内という案でございますが、のいずれにするかについての御意見を伺ってまいりました。会場では、A案、B案それぞれについて賛否の意見をいただけたと思っております。また、説明会に初めて参加された方も多く、A案、B案ともに反対、答申自体が誤りといった厳しい意見も出されましたが、検討委員会の答申から学校再編計画決定までの手続、それに基づき求めてきた議会の皆様の判断を経て計画が具体的に動き出しました。現在、建設場所を決める段階まで来ているということについては、少なからず御理解をいただけたものと考えているところでございます。

一方、今回の統合に関します陳情書や要望書も12件提出されているところでございます。

これらの御意見を踏まえまして、教育委員会といたしましては、山川市民センター西側駐車場のA案について、これまで御説明してきたことを整理する形で修正を行ったところでございます。

これは、きょう、先般来出ております議会で御相談することなく修正をしたということで数回にわたって陳謝をしたところでございますが、その内容を改めて御説明いたしますと、中学校とともに共有するとしてきたプールと体育館につきまして、統合小学校に新たに小学校用プールを設置し、体育館は山川体育センターを統合小学校の体育館に転用することとし、周辺用地も含めた統合小学校全体の整備計画の区域を定めまして計画的に整備するというものでございます。

建設場所は、仮にこのA案と決定した場合は、教育委員会といたしまして計画区域民の区域内の私有地の買収を進めることとなりますが、土地の譲渡や建物等の移転には所有者の方の御理解と御協力が当然必要でございます。教育委員会といたしましては、用地取得に最大限の努力をいたしますが、交渉が不調に終わった場合には、取得できた範囲内での計画実行とならざるを得ません。また、用地交渉や全体の配置計画、農地関係の手続、開発行為許可の事務手続等に時間を要するため、統合小学校の開校を平成27年4月と見込んでおるところでございます。

次に、2点目の教育行政のトップである教育長の職務態度を問うということでございますが、最初に申しましたように、私といたしましては、教育長の職務と教育長の立場等々を教育委員会制度をちょっと御説明しようと思っていたところでございますが、どうも御質問の趣旨から外れるようでございますので、少なくとも私は教育委員会の定めるいろんなルールというのがございます。それにのっとった形で今後とも教育長としての職務を粛々と虚心坦懐に進めていきたいと思っております。

特に、合議制の——合議制という言葉を手勝手に使いますけれども、そういうふうに教育委員会としては組織としてなっているわけでございまして、これらの合議制の教育委員会の執行部の代表として、私は教育長としての職務を遂行していきたいということでございます。

合議制の教育委員会に対しましては、教育長や事務局の提案したものを追認しているだけで実績的な意思決定を行っていないじゃないかという批判があることは御承知おきください。これは全国的な意味でございます。

このため、教育委員会の最高意思決定機関である教育委員会の会議において、教育に関す

る基本的な方針の策定、それから教育委員会規則の制定・改廃、教育機関の設置・廃止、教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の人事、教育委員会の活動の点検評価、予算等に関する意見の申し出の少なくとも6点については、実は教育長が委任できないということになっておりまして、これらについては合議制という教育委員会がみずからの問題として責任を持って管理執行することが必要だとされているところでございます。

これらのことを踏まえまして、教育長といたしまして、あり方について簡単に述べさせていただきます。

まず、教育というのは、言わずもがなでございますが、人格の完成を目指して行われる教育においては、教育行政の中立性と安定性の確保に努めてまいり所存でございます。虚心坦懐をモットーといたしまして、新しい教育基本法に明記されました理念に基づきまして、日本の将来を担う子供たちの健全育成のため教育行政を強力に推進してまいり所存でございます。

また、教育行政におきましては、指導・助言・援助等の非権力的作用を中心といたしまして、その運営を行われるよう特に留意に努めるつもりでございます。

さらに、市長からも独立した行政委員会であることを十分に認識した上で、教育行政も地方公共団体の処理する事務の一つであります。地方公共団体全体としての運営が円滑に進められるよう今まで以上に市長や議会への報告、連絡、相談等を密にしていきたいと思いますところでございます。

また、みやま市民の皆様の教育行政に対するニーズが多様化していること等、昨今の現状を踏まえまして、学校、家庭、地域が一体となって取り組んでいくことが必要であることから、教育長としてそのようなニーズに積極的に対応し、施策を展開していきたいと思っておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

今いただきました答弁にもございますけれども、5月26日、これは土曜日19時30分から、山川市民センター大ホールにおきまして統合小学校の説明会がございましたですね。これは4校保護者説明会ということで、私もこれはちょっと行きたいと思っておりましたけれども、

行けずにちょっと残念なところがありました。その内容として、先ほど来前者にもお答えいただいておりますように、その内容が建設場所、案としてでございますけれども、A案の修正については、統合小学校の開校1年先送りして27年の4月開校というようなことで説明をされております。そのようなことではございましたら、私、去年の10月20日だったかと記憶しておりますけれども、当然このときは教育長はお見えでございませんでしたかね、9時半からの委員会において、学校再編計画のこの問題の中で、今お示しいただいておりますA案、B案ですね、その後に国道443号線、バイパスでございますけれども、この西側に広域な土地がございますから、そうした土地も計画に入れたらいかかというように提案をさせていただいたところでございます。ところが、これが平成22年の6月1日以降がそうした公共用地に伴う転用の厳格化というようにしてお示しをいただいておりますというように説明がございまして、そのようなことになれば、どうしてもこの許可等の関係で1年おくれる、そのようなことが原因で平成26年の当初からの計画、平成26年の4月の開校には間に合わないというようにございました。

そこで、A案とB案の2点に、今現在のお示しをいただいておりますこの2点に絞り込んだ協議が進められておるところでございます。しかし、5月26日の説明会で、A案の修正で説明会で開校が1年おくれというようにございまして、平成27年の4月ということであれば、これは当初から私に提案させていただいたこの場所でも間に合ったんじゃないのかなというふうに思うわけですね。用地交渉もこれは平成24年、いわゆることしの12月までということを示してあります。そのような土地も含めて今からいずれにしても、土地の地権者に対する用地交渉等々が始まるわけですから、そうした土地も含めた交渉というようにございまして、いかがですかね。これは先ほど川口議員から質問にありますように、今の現在のB案でお示しいただくのがA案になったというようにございまして、川口議員が示されてA案ということで進んでおるわけですよ。だから、私が443号線の向こうを御提案させていただいた部分がだめだということであれば、川口議員がお示しをいただいた分に進んでおるわけですから、そうしたところも含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

今、住民の方に説明しておるのは、先ほども答弁いたしましたように、仮にA案になった

場合ということでございまして、まだ委員会といたしましては、A案にするかB案にするか、それすら決めかねている段階でございまして、早急にそれをどちらかに決めたいなということで今説明会をやらせていただきまして、その反応を見ているところでございます。

だから、まだA案に決まったわけではないので、用地買収とかというのは動けないというのが現状でございまして、その辺の御理解をよろしくお願いします。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

いや、教育長はですね、これは前回の議会でもお示しいただいておりますけれども、A案、B案ですね、二者択一というようなことで進めておられるわけですよね。きょうの川口議員の質問には、このことについても教育委員会等でお尋ねするというようなことをおっしゃるとるでしょう。A案、B案どちらにするかの今その進め方を協議されておるわけですよ。説明会とかなんとかやられておるわけでしょうが。だから、川口議員が質問されて、それで進めますというようなことであって、私の質問に対して今検討中ですからというような答弁はないと思いますよ。その点を再度お願いしたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

ちょっと私の答え方が誤解を与えたようです。川口議員の提案というのは、東部小学校に統合校を持ってきたらということでございまして、その案につきまして委員会に持ち帰って検討をさせていただくということでございまして。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

いや、教育長、場所じゃなくてですね、同じ東部校に戻せばどうかというような質問やったと思いますよね、川口議員はですね。一番最初からの答申どおりの東部校に戻すことも一つの案として戻った考え方をすればどうかというような提案だと私は思いますけれども。

そのことも含めて、教育委員会のほうに話してみますというようなことやったでしょう、そうでしょう。そしたら、これは東部校に戻すとかじゃなくして、同じような案ですから、

私が御提案させていただきよるのは、去年の10月に示させていただいておっつですよ。だから、そのことも、川口議員にそのような教育委員会にまたお諮りしてみましようということやったら、私の話も提案した部分はおわかりいただけませんかというようなことをお尋ねしております。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

確かにおっつやること、ようやく私理解できましたので、今御提案がございました件につきましても直ちに教育委員会に持ち帰りまして検討させていただきたいと思います。これでよろしいでしょうか。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

それでは、早速、そのことを踏まえて、今教育長から御答弁いただいたことも踏まえてお尋ねします。

現在、修正案というようなことで、これはA案に対する修正案ですよ。進めさせていただいておりますが、この中には農地があります。農振地域での農地だと思っておりますけれども、これは除外するための農振協議会たるものが本市には2回あるというふうに聞いておりますね。これはいずれも一緒だと思いますけれども、今回は6月16日からこの受け付けをすると聞いております。この協議会の開催はいつかはまだ定かでないようでございますけれども、次回のこの農振協議会が、今回の6月16日から受け付けるけれども、これもまだ定かでない、ましてや、この次回、春、秋と私は聞いておりますけれども、春は過ぎておりますけれども、次回の農振協議会が大体いつぐらいあるのか、そのことはわかってあるでしょうかね。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

本市におきまして、いわゆる農振除外、農業振興地域の変更については、この時期と11月、年2回だったと思っております。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

今、部長がおっしゃるように、11月ですか、11月2回というようなことで承知しておるといような御答弁いただいておりますが、12月いっぱいぐらいまでに用地交渉を計画してあるわけですね。これが不調に終わった場合、まだほかにちょっと、その要はまた後からお尋ねしますが、用地交渉が、要は不調というか、恐らくできそうであったとしても、11月に間に合わなかったとすれば来年のやはり5月か6月の農振協議会になると思います。いかがですか。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

御指摘のとおり、そこで用地取得についての合意ができなければ次の機会にということになると思います。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

まず間に合ったと仮定して、この農振地域からの除外が許可になったとします。それから、これも聞くところですからね、絶対的な問題はございませんけれども、約10カ月ぐらいの期間がかかる、このように聞いております。

それから、農業委員会への農地の転用、こうした一つの作業があると思いますね。これだけぐらいで大体約1年ぐらい必要ではなかろうかというような話も聞いておりますけれども、この農振除外関係での許可に、最終的に県のほうから、本市で上がったやつが県に申達して、県のほうは許可をするわけですね。それに至るまでは本市でのこの公告期間というやつがあるそうじゃないですか。この公告期間が15日間ぐらいあるというような話を聞いておりますが、これは残念なことに、反対する議員さんもいっぱいおられるわけですよ。そしたら、この異議申し立てとか、そうした議員さんがいられると仮定しますね、間に合いますか。今度異議申し立てがあつて、その後がどういった進め方をされるのか、ちょっと不透明なんです、そうしたこともちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

この統合のスケジュールですね、そのA案の修正の部分についてのスケジュールでございますけれども、一般的な時間の経過を見込んで御説明を申し上げたというところでございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

これが許可になったとしても、きょうこの答弁書でお示しいただいておる内容のように、農振関係から、また開発許可の関係からあるわけですね。開発関係あたりも3カ月ぐらいかかると思います。それから開発許可がおりてから、今度は建築確認申請、本申請等に入ると思うわけですね。そうした手順を踏まにやいかんでしょう。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

開発と建築確認は部分的に重なる部分があるというふうに聞いております。（発言する者あり）はい、そういうふうに聞いております。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

ちょっと私がここで一番押さえておきたいというか、知っておきたい部分なんです、実際に平成27年——場所はともかくですよ、平成27年の4月開校だと、1年おくれであるけれども、平成27年の4月開校と、1年おくれを強調してあるわけですね。そしたら、私がこれはあくまでも素人判断ですけれども、A案の修正で開校スケジュールが、何回も言うように、平成27年の4月開校というように示してありますが、この年次計画と申しますか、工程表関係はできておりますか。非常に不透明な部分がありますが、そこをちょっとお示ししていただきたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

江崎教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（江崎昌昭君）

想定スケジュール、先ほど所要の手續期間を含めて一応整理したものはございます。

（「ちょっと資料いただいていいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

資料を出してくれということですか。17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

あしたですね、一般質問終了後、総務委員会開催の予定をしております。ここでよかったら、委員会への提出をお願いできますか。ここでなくて結構です。

○議長（壇 康夫君）

いいですか。答弁はいいですか。（「はい、大丈夫です」と呼ぶ者あり）じゃ、続けて質問を行ってください。

○17番（牛嶋利三君）続

重複しますので、ある程度理解しやすい答弁もいただいたと思います。また、時間も余り残っておりませんので、説明を要約してちょっと質問させていただきたいと思います。

A案、B案、かなり無理なところがあれば、答申いただいた東部校への戻るような計画になりますけれども、そのことも含めて教育委員会のほうと話をしてみるというようなことでございますので、それはもう割愛させていただきたいと思います。

当然このことでは、そうなったと仮定すれば、通学区域等に随分格差が出ると思います、通学区域等にですね。ですから、そうしたことは、川口議員がちょっと述べられてございませんでしたので、ちょっと付記させていただいておきますけれども、これはスクールバス等の運行等も含めた計画も考慮していただけて進めていただきたいと思います。

それから、これはせっかく川口議員のそうしたことも含めて教育委員会のほうにお尋ねするということですから、再度私のほうからも提案させていただきたいと思いますが、去年の10月にお示しさせていただいた443号線の向こうですね。ここは私が前教育部長、堀部長のときにマーキングしてこう入れた経緯もありますが、必ずしもそこでなくても、その部分にはもう随分広大な面積の土地があります。ですから、これは私が決して幼少時代から勉強してないけんというようなこと言うわけじゃないけど、私が思うのには、やはり子供たちにはしっかり勉学をさせる、そうしたことだけでなく、それだけが教育じゃないというふう

に思っております。

例えばですよ、子供たちがサッカーボールを力いっぱいやりやっけて校庭外に出るようなことがないような広い校庭、そうしたことも非常に必要じゃないかというふうに思うわけです。大きな運動場で大きな声を出して、また元気に走り回ることによって伸び盛りの子供たちが心身ともに健やかに育つのではないかというふうなことも考えるわけですね。このようなことは教育長が先頭になってこのような計画も取り組んでいただきたい、このように思っております。

こうしたことには、何を申しまして財政上の問題がございませうけれども、これはもう余り心配せんでいいと思います。御案内のとおり、市長が今までは塩漬けでやっぴり年間何百万円というような経費がかかるような広大な土地を今度は年間20,000千円から25,000千円ぐらい市にいただくようなありがたい計画も進めていただいております。そうしたことから考えますと、太っ腹をもってそうした計画も企画立案していただいてもいいんじゃないかなというふうなことも思います。このことがA案、B案、ましてや東部校の関係あたりもまた戻るような話を川口議員もされて、私も提案させてもらう、すべてが平成27年にも間に合わんというようなこと、ましてや、その前段階としてこれが計画どおりに進まないとしたら、これは大きな問題で、だれかがその責任をとらにゃいかんというようになると思いますので、しっかりそこもとは腹をくくってやっていただきたい、このように思っております。どうですかね。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

大変ありがたい御提案と重く受けとめまして、鋭意議論の中に入れさせていただきます、教育委員会として検討していただくということをお約束いたします。

ただ、それが実現するかどうかは別でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

それから、最後になるかと思いますが、説明会でも随分このことは話が出ておりましたし、このことが一番危惧されておるその第一要因かと思いますが、このグリーンで示してあったA案の修正案にありますね。この中には2軒の家屋がありますが、その中の1軒の方は元小

学校の先生なんですね。この方は以前、現在の山川中学校のプール、あるいはこの道路の拡幅工事等々で本当に今現在のところに移転を余儀なくされて、大変苦勞があった、こういうことも知っておっていただきたい。そしてまた、今本当にこの方の住居も緑がたくさんで、本当に落ちついた生活を取り戻してあるというふうに思っておるわけですね。それがまた、今ですね、再度このようなことで移転、そしてまた、本当に心ない方が、元小学校の教師までされた方がそうした教育の整備、忠実に向けた取り組みをしている中でなぜ協力していただくかというような、本当にその方に対する心を傷つけるような方もいらっしゃいますので、用地交渉等々についてはそうしたこともしっかり頭に置いて進めていただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

続きまして、教育行政のトップである教育長の職務態度というようなことでお尋ねをいたしますけれども、説明会でも、先ほど冒頭申し上げましたとおり、上津原議員のほうからなぜかと、なぜこうした混迷を続けているのかというようなお尋ねがあったかと思いますが、この地域住民や保護者に対するこの教育長、重ねる説明会ですね。こうした中でも教育長の熱意や誠意が伝わっているのかなというふうな部分があります。まさに説明会でも意見がございましたが、本当に建設ありきで、子供たちの本当に安全で安心な環境の中ですくすくと育てる、教育をする、そうしたところが見えないというような意見もあっておったようでございますけれども、まさに私もこの間、以前の説明会もちょっと傍聴させていただきましたけれども、説明する側が何かけんかを売るような、押しつけるような説明の内容に、私も、ええ、これはちょっと待てよと、町民軽視のための説明会ではないのかなというふうな感じ方もしたわけですね。本当に申し上げにくいことなんです、そうした取りまとめができない、理解していただかない、そうした一因にはもうまとまる、理解するというよりも、だんだん混迷している状況なんですね。そうした一因には、教育長のそうした姿勢が一因があるんじゃないかというような声もあるのも事実です。その責任の一端を、何ですか、事務局の説明される担当者の責任のような振られる場面もちょっと見た部分がありました。本当にそうした様子を見ておきますと、なるほど教育長に本当に実現させるための考えがあるのかというふうな疑問も持つわけですが、その点本当にお尋ねしにくい質問をさせていただいておりますけれども、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

御指摘していただけるようなことを実は私も全然自覚をしていないというのが本音でございまして、御指摘のことがあるんだったら、私が自覚をしていないこと自体が大変教育長として誤っておったということで反省をするとともに、今後どういった改善をしていけばいいかということを考えさせていただきまして、態度で示していきたいと、それ以外にお答えする方法はございませんで、大変申しわけございませんでした。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

それから、教育長、本当に反省されたお答えをいただいておりますが、トップである教育長を見て事務局の皆さん育つてあると思います。そうした職員さんがやはり教育長を敬愛し、その指揮監督を受けながら、忠実にその職務を処理いただいておりますので、今の教育長のお気持ちをしっかりひとつ示していただいて、教育行政に当たっていただきたい、このように思っております。

それから、もう今お示しいただいたお気持ちを聞いて安心いたしましたけれども、そのように幾つか申し上げさせていただきたいと思いますが、例えば、教育委員会というのは、部落解放同盟関係の人権同和関係ですね、こうした関係あたりにも日ごろからの啓発運動等も取り組んでいただくというような担当もやっております。しかし、毎年念頭に開催の案内をいただいておりますが、部落解放同盟の福岡県南、あるいは筑後地協の新春旗開き等々やっております。私も不肖、旧山川の議長を務めさせていただいた当時から本市の議長、2期8年務めさせていただいております。毎回欠かしたことがないぐらい出席をして賀詞交換も行っております。そうした中で、みやま市だけが教育長がなぜ見えないのかというようなことで、こうしたことも随分話のネタとして上がっているようでございますので、これもぜひ模範を示して出席をしていただきたい。

それから、各小学校・中学校運動会が開催されております。この辺も全部御案内あるかと思っております。私ども議会もそれぞれの各議員さんが関係する校区の運動会へ出席をされておると思っております。本当に校長先生以下教職員の皆さん、そしてまず、子供たちが特に一番喜んでくれます。そうしたことがですね、私ども議会が決議いたしました、あいさつ日本一運動、全国に元気なあいさつを届けるというようなことも、そこから始まるのではないかなという

ふうに思うわけですね。ですから、そうしたこともですね、聞くところによると、小さいことまでいっぱい聞いておりますけれども、学童保育所の総会あたりも見えんですよ、何も来らっしゃれんですよとかと聞きます。本当にそうなんですよ。もう金曜日になるげっともうすぐ帰らっしゃるばん、祭日の前になるとすぐひつ帰らっしゃるばんちというような話をされます。某議員さんは、ひゆう取る根性の強かけんという人のおってあったとですよ。指さしたりはせんけどですね。だから、そうしたことも実直にひとつ受けていただいて、しっかり教育長としての職務を遂行していただきたい、このように思っております。

それから、先ほどこの答弁書をいただきました。私の質問通告しておった、ちょっとこの趣旨が間違っておったというようなことで、末尾の部分を御答弁いただきました。

新しい教育基本法に明記された理念に基づき、日本の将来を担う子供たちの健全育成のため、教育行政を強力に推進してまいる所存です。

そしてまた、市長から独立した行政委員会であることを十分に認識した上で、教育行政も地方公共団体の処理する事務の一つであり、地方公共団体としての運営が円滑に進められるよう今まで以上に市長や議会への報告、連絡、相談等を密にしていきたいと考えております。

また、みやま市民の皆様の教育行政に対するニーズが多様化していることなど、昨今の現状を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって取り組んでいくことが必要であることから、教育長としてこのようなニーズに積極的に対応して施策を展開していきたいと思っておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げますと結んでいただいております。

本当にそのような心構えで本市のこの市長以下三役の一角でございますので、これからもひとつ教育行政の、特に本市の子供たちは宝でございますので、そうした教育行政になお一層の御尽力をいただきますことを心からお願い申し上げます、この質問を終わりたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

答弁はよろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）手挙げてありますけど。

（「ああ、そうですか。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

はい、藤原教育長。

○教育長（藤原喜雄君）

一言だけ、おわびとともに、言いわけはしたくございませんので。

このたびの小学校等の運動会、行かなかった理由は、全く私の個人的な事情でございまして、決して行きたくないから行かなかったということではございませんので、その辺は、どうい理由かというのは全く個人的でございまして申しわけありませんけれども、運動会につきましては極力、これからある分については、私の個人的な理由がどうしても外せない理由でございましたので、それが無い限りは行かせていただくということをここでお答えしておきます。どうもありがとうございます、御指摘。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）（登壇）

2点目の生活保護費の受給資格対象者認定についてでございます。

このことは、現在、全国で大きな社会問題となっておるところでございます。経済情勢が低迷する中で、雇用の確保は大変な状況下にあるわけでございますが、日給制で働く人も少なくございません。このような中、気象庁では、この本地域におきましても、九州では梅雨入りを発表したようでございます。昔からことわざにございますけれども、本当に土方殺すに刃物は要らん、雨の3日も降ればいいというようなことわざがあるわけでございますが、本当に雨ばかりの時期になりますと、日給制で生活する皆さんも大変困られます。そのような中で、まじめに働く人よりも、努力も苦勞も全く皆無とは申しませんけれども、少なくとも生活保護費受給者の皆さんが楽な暮らしができる、このようなことであれば本当に大変な話だと思っております。また逆に、生活保護を受けなければ、本当にその日の生活ができない、しかし、福祉事務所等々の調査等で、子供たちや兄弟に迷惑がかかるというようなことで生活保護費の受給申請そのものをしなかったり、あるいは受けなさいというような本当に手厚いそうした部分があっても断ったりしながら、ぎりぎりその日の生活をされておると、本当に気の毒な方がたくさんいらっしゃいます。今や全国でこの生活保護費の受給額と申しますか、支給額、これは予算で3兆7,000億円というようなことも聞いておるわけでございます。法改正等々で受給のこの資格対象者、こうした見直し等も含めて改正がやられておるようでございますが、本市でもそのような認定のあり方に問題が出てきているのではなかろうかなというふうに思っておりますので、不正受給者等はないかと思いますが、全体的な点検をしていただきたいと思っております。

そこで、1、対象資格者の選考制度、あるいは2番目に対象者数、3番目に年間支給額、

本市における全金額でお示しをお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、生活保護受給資格対象者認定についての御質問にお答えいたします。

生活保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力、その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、厚生労働大臣の定める基準以下の場合、申請に基づいて行われます。現実には本人からの申請や地元の民生委員、区長、または行政の窓口関係部署での相談から始まっております。

まず、生活保護を受けるためには、福祉事務所窓口等にて保護申請書を提出することが必要です。この申請の受け付けの際には申請者世帯の状況を詳しく聞き取り、保護制度の説明を十分に行うと同時に、所有する資産や能力、扶養義務者などからの支援やその他の法の施策の活用ができないかをも検討いたします。申請書を受け付けた後は、すぐに各種の調査を行います。申請理由、世帯員の生活歴、生活状況、住宅の状況、資産負債の状況、扶養義務者の状況等です。このうち、資産状況については、金融機関や生命保険会社に対して預金残額や契約等解約返礼金の有無について郵便による一斉調査を行います。また、扶養義務者については、現在の交流状況や扶養の可否とその程度、勤務先や収入状況等についての調査を行います。

扶養義務者の中でも、中学3年生以下の子供の親に当たる場合でのより重い扶養義務がある人や、特に扶養が期待できると思われる人については実地に訪問し、調査することなどの対応を行っています。

また、地区担当の民生委員さんからも意見書をいただいております。

次に、生活保護に該当するかの判断基準について説明します。

まず世帯単位での最低生活費を算出します。申請世帯の人数や年齢、家賃の額、障害者等の有無や子供の学費、医療費等をもとに、国が定めた基準表や実績により算出します。次に、その世帯の収入額を調査します。こうして算出調査した最低生活費と収入額を比較し、収入が最低生活費を下回る場合、その下回る額につき保護費を支給します。逆に収入が最低生活費を上回れば保護申請は却下となります。

次に、保護の申請等につきお答えいたします。

平成24年3月末におけるみやま市の被保護世帯数は328世帯、被保険者数は471人、保護率にして、人口1,000人当たり11.6人となっております。支給する保護費の面からは、平成23年度支給実績として、総額で773,020千円、内訳としては、生活扶助164,810千円、住宅扶助55,160千円、教育扶助4,040千円、医療扶助523,270千円、出産扶助330千円、生業扶助1,390千円、葬祭扶助4,290千円、介護扶助17,600千円、介護施設事務費2,130千円となっております。

また、平成24年度は総額として821,660千円の支給を見込んでおりますことを申し添えます。

非常に保護費がこの市の財政をかなり圧迫していると、今ふえつつありますので、非常に私もその対応に、今後どうするか苦慮いたしているところでございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

1点だけちょっとお尋ねします。

今市長の答弁にもありますように、この数字的に示していただいております医療扶助523,270千円、これちょっと格段に多いですもんね。こういったのが新しい法改正でしっかりと不正がないような改正がやられておるようでございますが、聞くところによると、こうした医療費を扶助される方が自分の薬以上に薬を求められて、それを売るとか、転売するとか、そうした不正もあるようです。こうしたことがないようにお願いしたいと思います。

それから、前年よりやはりそうしたことで頭を痛めるというような市長のお話でございます。190,000千円ぐらいふえていますね、予算が。これどういったところですか。ちょっと簡単に説明をお願いしたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

梅津福祉事務所長。

○福祉事務所長（梅津俊朗君）

1点目の医療費の件に関しましてでございますけれども、おとといぐらいの新聞ですかね、国のほうが医療費の診断システムというのを開発しておりますから、（発言する者あり）そういうことで、新システム等もまた活用しながら対応していきたいと思っております。

予算につきましては、平成23年度の実績の大体5%程度を見込んで予算計上をさせていた

だいております。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

時間もなく、この質問については余り深く関与すれば人権侵害等々というような問題にも抵触する可能性がありますので、これ以上はやめておきたいと思います。

ただ、違法性とか平等性を図り、保つためにもそれなりの対応と取り組みを行っていただきますことをお願いしておきたいと思います。

また、きょうは私の一般質問をこれで終わりますけれども、教育長に対しまして、本当に大変失礼な質問を重ね重ねいたしましたことをお許しいただきたいと思います。

そうした中でも、それぞれの的確な対応と答弁をいただきましたこと、心からお礼申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（壇 康夫君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、次の本会議はあす6月13日となっておりますので、御承知お祈りいたします。

午後4時55分 散会